

田辺市人権施策基本方針



道休禪門（田辺市本宮町）



田 辺 市

表紙の写真にある道休禪門（行き倒れ地蔵）は、熊野古道中辺路ルートの水呑王子から伏拝王子の間にあります。道半ばで倒れて、熊野本宮大社まで行き着くことなしに行き倒れた方々を土地の人が哀れみ、供養しているのがこのお地蔵様です。古道の難所には、そのような延命地蔵や無縁仏が多く残っています。

今も、冬の古道沿いのお地蔵さんには寒くないようにと、地元の人たちがこうやってわらぼうしをかぶせてくれています。今も昔も、人々の優しさが偲ばれます。

（撮影者：山下義朗 田辺市本宮町在住）

ごあいさつ

今世紀は、戦争という人権侵害が繰り返された20世紀の反省を踏まえ、地球上に住むすべての人の人権が守られ、全人類の幸福が実現される時代にしたいという願いから、「人権の世紀」と呼ばれています。

人権の尊重が国際的な潮流となる中であって、日本国憲法に基づいて、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されてきましたが、女性に対する暴力や子どもへの虐待をはじめ、同和問題、高齢者、障害者の人権問題が存在し、また、近年の社会情勢の変化に伴い新たな人権にかかわる問題も生じており、人権問題は多様化・複雑化してきています。

平成17年10月に制定された田辺市民憲章では、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とあるように、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

そのことを踏まえ、このたび、本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示す「田辺市人権施策基本方針」を策定しました。

今後は、本方針に基づき人権行政を市政の大切な柱のひとつとして位置づけ、市民の皆様と協働しながら、すべての人の人権が尊重される平和で明るい社会の創造を目指して、総合的な施策を全市挙げて推進してまいります。

結びに、この基本計画の策定にあたり、ご審議いただきました田辺市人権教育啓発推進懇話会委員の皆様並びに関係者に、厚く御礼を申し上げますとともに、本方針の実現に向けて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2007年（平成19年）3月



田辺市長 真 砂 充 敏

田辺市民憲章

平成17年10月1日制定

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

田辺市の木・花・鳥

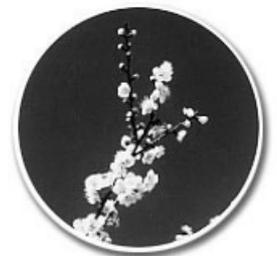
木：うばめがし

うばめがしは、海岸沿いから山間部までこの地に広く自生しており、荒れ地や傾斜地でも生育する力強さをもち、名高い備長炭の原木として知られています。



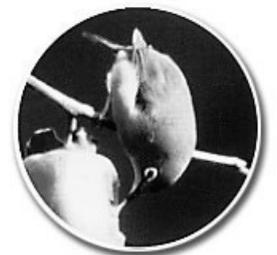
花：梅

梅は、この地に多く栽培されており、その花は早春のころ元気よく咲き、香りは人々の心をあたたかく包みます。



鳥：めじろ

めじろは、この地に広く生息し、花を渡り、実を求める姿は美しく、その鳴き声はやさしさにあふれています。



目 次

第 1 章

基本方針の理念 1

- 1 基本方針策定の背景 2
 - (1) 人権尊重の潮流 2
 - (2) 基本方針の策定 3
- 2 人権施策の基本理念 5
 - (1) 基本理念 5
 - (2) 人権施策の三つの側面と視点 5

第 2 章

人権施策の推進 7

- 1 推進するための条件の整備 8
 - (1) 推進体制の整備 8
 - (2) 調査・研究の実施 9
 - (3) 教材・学習プログラムの開発 9
 - (4) 身近な指導者の養成 9
 - (5) 各種メディアの活用と連携 9
- 2 人権の視点に立った行政の推進 11
- 3 人権教育・啓発の推進 12
 - (1) 就学前や学校等で 12
 - (2) 社会教育の場で 14
 - (3) 企業・各種団体等で 15
 - (4) 特定職業従事者に対して 16
- 4 相談・支援事業の推進 18

第 3 章

人権問題の現状と課題 21

- 序文 22
- 1 同和問題 23
 - 2 女性の人権 27
 - 3 子どもの人権 30

4	高齢者の人権	34
5	障害者の人権	38
6	外国人の人権	42
7	感染症・難病患者等の人権	45
8	刑を終えて出所した人の人権	48
9	犯罪被害者等の人権	50
10	インターネット等による人権侵害等の問題	53
11	様々な人権	56
	(1) 性同一性障害者の人権	56
	(2) アイヌの人々の人権	56
	(3) ホームレスの人権	57
	(4) 環境と人権	58
	(5) 北朝鮮当局による人権侵害問題	59

第4章

基本方針の達成に向けて	61
--------------------	----

○基本方針の達成に向けて	62
--------------	----

資料

○用語の解説	63
--------	----

1	田辺市人権施策推進本部設置要綱	69
2	田辺市人権施策推進本部体制	70
3	田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱	71
4	田辺市人権教育啓発推進懇話会委員名簿	72
5	田辺市教育委員会「『人を大切にする教育』の基本方針」	73
6	世界人権宣言	75
7	日本国憲法（抄）	77
8	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	79
9	人権関係年表	80

本文の中で（*）を付した言葉は、「用語の解説」に説明を掲載しています。

第 1 章

基本方針の理念

1 基本方針策定の背景

人権とは、人間の尊厳に基づいて、すべての人が等しく持っている、個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

また、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合う、人権共存の考え方が大切です。

(1) 人権尊重の潮流

人類の歴史の中で、20世紀は科学技術が急速に発達して人々の夢をはぐくみ、私たちの生活に快適さと豊かさをもたらしました。しかし、一方で、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験するとともに、この間の人権剥奪・人権侵害・人権抑圧等には目に余るものがありました。

特に、人類に大惨禍をもたらした第二次世界大戦は、「平和のないところに人権は存在し得ない」という大きな教訓を人々に与え、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となりました。

この精神が1948年（昭和23年）に採択された「^(*)世界人権宣言」に表され、その後、その理念を実現するために、「^(*)あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめ種々の条約が採択されるなど、人権が尊重される国際社会の実現を目指す取組が進められてきました。また、「世界人権宣言」採択後18年間にわたって議論が重ねられ、1966年（昭和41年）の第21回国連総会で採択、1976年（昭和51年）に発効した国際人権規約（社会権規約・自由権規約）は、「世界人権宣言」の内容を基礎として国際的に法的拘束力をもたせたものであり、人権に関する規約・条約のなかで最も基本的かつ包括的な規約となっています。

我が国では、1946年（昭和21年）に国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法を公布し、国民主権の下で一人ひとりが人間として最大限に尊重される民主的な国家を建設すること、そのための恒久の平和を愛する社会の実現を誓いました。また、1956年（昭和31年）には国際連合に加盟し、国際連合が提唱する「国際年」についても積極的な取組を行うとともに、1979年（昭和54年）に、国際人権規約（社会権規

約・自由権規約)を批准しました。

1994年(平成6年)、国連では1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、同年、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的戦略・プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。これを受けて、我が国は1997年(平成9年)「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、人権という普遍的文化を構築するための取組を働きかけてきました。

その流れを受けて、都道府県レベル・市町村レベルで行動計画が策定され、一人ひとりが自立した人間としての尊厳を自覚し、お互いを認め合いながら共生することのできる社会づくりと、人権尊重の精神や人権感覚が日常生活のあらゆる言動に自然とあふれる^(*)人権文化の創造をめざした取組が進められてきました。

1997年(平成9年)、我が国において、「人権擁護施策推進法」が施行されました。その第2項に、国の責務として人権教育及び人権啓発、人権救済施策が示されています。

また、法務大臣、文部大臣及び総務庁長官から諮問された「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」に対して、人権擁護推進審議会から出された答申をもとに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年(平成12年)に施行されました。

2002年(平成14年)には、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざした「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、そしてこの条例に基づき、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な方向を示すものとして、「和歌山県人権施策基本方針」が2004年(平成16年)8月に策定されました。

■ (2) 基本方針の策定

合併前の旧5市町村では、戦後早い時期から、住民と行政が連携し、様々な場と機会をとらえながら、同和問題の解決を中心とした人権施策に取り組んできました。

また、国や県の行動計画を受けながら、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進するために、基本計画の策定や庁内の機構改革等を行ってきました。

このような中、2005年（平成17年）5月1日、これまでの田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町は市町村合併によって、新しい「田辺市」となりました。

田辺市では、同年に田辺市民憲章を制定し、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

今後も、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるための取組を進める中で、人権に関する行政の責務を明らかにするとともに、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的、継続的に推進するため、田辺市人権施策基本方針を策定します。

これは、これまでの取組の精神を引き継ぎ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「和歌山県人権施策基本方針」を受けて、人権が尊重されるまちづくりをめざした新しい「田辺市」における人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方を示すものです。

2 人権施策の基本理念

(1) 基本理念

第1次田辺市総合計画では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に掲げ、「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を目指し、まちづくりを進めていくとしています。

そのためには、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策を進めていく必要があります。

そこで、基本理念を「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」と定め、その推進に取り組みます。

(2) 人権施策の三つの側面と視点

① 基本理念に基づいて、人権問題の課題別に取り組む施策

○それぞれの課題に応じて、それぞれ個別の法律や諮問機関の答申等を踏まえて実施すること。

② 人権意識の向上を図る施策

○人権教育は、発達段階を踏まえた継続性のあるものにしていくこと。

○日常生活のあらゆる場面に人権感覚があふれる状態を当然のこととし、何気なく過ごしている私たちの生活や社会通念、意識、慣行等を人権の視点から見つめ直し、人権を尊重した行動に結び付けられること。

○「法の下での平等」、「個人の尊重」など、人権の普遍的内容の理解を得ること。

○人権問題は、市民自らの問題であることに理解を得ること。

○人権教育に取り組む人材の養成を図ること。

③ 人権擁護を図る施策

○各相談窓口は、本来の業務に加えて、市民にとって最も身近な人権救済窓口にもなるという認識を基に、事例を集積し、連携を図り、迅速かつ的確に対応できるように努めるとともに、相談業務が適切に行われているか、その把握に努めること。

○各相談窓口担当者は、それぞれの人権問題とその解決手法に関する専門的知識が要求されることから、担当職員の資質向上を図ること。

第2章

人権施策の推進

1 推進するための条件の整備

田辺市のまちづくりの根底にある、人権尊重の精神をより確かなものとするため、生涯学習の視点に立って、市民の主体性を大切にした人権施策を行うことが必要です。

そこで、人権についての基本的な知識の普及に加え、日常生活の隅々に人権意識が根付き、さらに人権課題の解決に向けた主体的・具体的な行動につながるような人権施策を推進するため、次のような条件整備に取り組みます。

(1) 推進体制の整備

① 庁内における推進体制の整備

「田辺市人権施策推進本部」を庁内に設置し、全庁的に本方針に基づいた人権施策を推進します。

② 人権施策に関係する機関・団体等との連携

市民一人ひとりが人権意識を身に付け、幅広い人権課題について考え行動するためには、市民の主体的な人権教育・啓発の取組が大切です。

人権に関わりが深い機関・団体等が互いに連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提供や交換を行います。

③ 人権施策の推進等について審議する組織の設置

田辺市において必要とされる適切な人権施策の取組が行われるよう、必要に応じて、本方針の進捗状況を把握し、課題を検証するとともに、社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題に対応するため、行政と市民側の学識経験者等で構成された審議組織を設置します。

④ ^(*)和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画

人権教育・啓発が広範な取組として展開されるよう、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画を通じ、県や他市町村と協力し、情報の共有や連携した人権施策を推進します。

（2）調査・研究の実施

社会情勢の変動や進展によって、人権をめぐる状況は今後とも変化することが予想されます。そのため、効果的な人権施策を推進するためには、市民の意識や学習ニーズ・課題を的確に把握するための調査・研究を行う必要があります。人権をめぐる動向や市民のニーズに応じ、効果的な学習テーマや学習方法を提供するため、市民意識調査の実施や人権についての様々な課題の研究を行い、実践の場に十分反映する取組を進めます。

（3）教材・学習プログラムの開発

市民の学習ニーズや課題に対応し、書籍や視聴覚教材など様々な教材を自由に活用できるよう整備します。また、人権問題を身近な問題としてとらえることができるような新しい教材の開発と活用を行います。

さらに、人権問題を自らの課題として解決する能力と態度をはぐくむため、「ワークショップ」などの参加体験型学習をはじめとする様々な形態の学習プログラムを開発し活用します。

（4）身近な指導者の養成

人権教育・啓発を推進するため学習リーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が大切です。各公民館区に配置されている生涯学習（人権）推進員、公民館長・公民館主事、人権擁護委員や有識者等を、人権に関する地域の人材の核と位置付け、人権教育・啓発活動でのコーディネーター（調整する人）としての役割を明確にするとともに、地域における人材の育成にも努めます。

また、新しい学習形態に対応できる指導者を育成するための指導者養成講座の開催や、これらの人材が有効に活用されその能力が発揮できるよう、生涯学習分野との連携による人材の登録制度や人材情報システムの整備を行います。

（5）各種メディアの活用と連携

人権啓発を進める上でメディアの果たす役割が大きいことから、新聞・放送などの各種メディアに対し、人権に関する情報を提供するとともに、

連携のあり方についての研究を進めます。

「広報田辺」の紙面を活用し、人権に関する記事の掲載を計画的・継続的に行います。また、新聞・放送などを通じ、講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする啓発の強化期間などの広報活動を行います。

2 人権の視点に立った行政の推進

2005年（平成17年）10月1日に制定した田辺市民憲章では、

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりまします。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりまします。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりまします。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりまします。

という5本の柱を設定し、「美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。」と宣言しました。

したがって、田辺市は、この市民憲章の精神を新しいまちづくりに生かしていくために、市民一人ひとりの幸せを願い、自己実現や自立を支援します。そのために、例えば、市民からの各種申請・要望等に対して公平かつ迅速な対応と処理に心がけ、また情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置いたまちづくりを推進します。

3 人権教育・啓発の推進

家庭・地域や職場・学校などにおいて、私たちの日常生活でちょっとした事柄を人権の視点から考えてみると、様々な人権が見えてきます。たとえば、建物や道路のちょっとした段差で困っている車いすの人を見かけたとき、人権という視点から考えると、^(*)バリアフリーの大切さが見えてくるでしょう。女性や子ども、高齢者、そしてあらゆる人の人権についても同様です。

「人権」とは、決して私たちの日常生活とかけ離れているものではありません。ふだん何気なく過ごしている日常生活を、人権という視点から見直すことによって、私たち一人ひとりの生き方はもちろん、人権が尊重される社会づくりへとつながります。

人権教育・啓発を進めるにあたっては、人権問題に関する知識の習得だけではなく、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結び付けていくことが大切です。

そこで、すべての人の人権が尊重される社会を実現するために、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において人権教育・啓発の取組を進めます。

（1）就学前や学校等で

① 家庭

家庭は、社会の基礎的単位であり、家庭での教育は人権を尊重し生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たします。今日、様々な要因によって家族構造が変化し、その教育機能も低下する傾向にあり、家庭内においても、人権に関わる様々な問題が起こっています。家庭が子どもの成長にとって重要な場であることを踏まえ、その役割を担っていけるよう、子育て相談、^(*)ひきこもり相談、家庭児童青少年相談等の支援体制を充実させるとともに、人権尊重の視点に立った家庭教育や子育てなどの学習の場の充実を図ります。

② 保育所・幼稚園

乳幼児期は、人との関わりの中で、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。保育所・幼稚園は、乳幼児期の子どもが、友だちとの集団活動や花に水をやったり、動物と触れ合うこと、読み語りを静かに聞いたりするなど、そこでの生活体験全体を通して、人権尊重の大切さを学び実践する場でもあります。

そのため、保育所・幼稚園においては、家庭や地域との連携を深め、人を大切に作る心を育て、社会性の芽生えを培う教育や保育活動を進めます。

③ 小学校

小学校では、子どもに基本的な生活習慣と基礎学力を身につけさせることはもちろん、心身の発達に応じて、人権についての基礎的な判断力を養い、より良い集団づくりに努めます。

また、一人の人間として大切にされているという実感をもたせ、お互いの違いを認め尊重し、差別やいじめなどを許さず、解決する態度を育てます。

さらに、様々な人権問題についても、正しく理解するための基礎が身につく教育を進めます。

④ 中学校

中学生の時期の子どもたちは、真理への探求心や正義感が芽生えるときです。

小学校における取組の上に立ち、より豊かな人間関係を結び、身の周りの問題をはじめとして、人権問題を正しく理解し、自らの課題として解決していく態度を育てる教育を進めます。

また、情報社会における人権尊重のあり方等についての教育を進めます。

⑤ 高校生・青少年

社会道徳を培い、他人の立場を理解し尊重できる豊かな人権感覚が身

につけられるよう、高校生に対しては、県教育委員会や高等学校等と連携した取組を行うとともに、青少年に対しては、社会教育分野と連携し、人権に関する学習の提供を図ります。

⑥ P T A ・ 保護者会

P T A ・ 保護者会は、保育所、幼稚園、学校等における教育活動を進めるにあたって、重要な役割を担っています。

そこで、人権教育・啓発の効果が各家庭で正しく反映できるよう、保育所、幼稚園、小学校、中学校等のP T Aや保護者会において、人権に関する学習会等の実施や、学習に必要な支援を行います。

■ (2) 社会教育の場で

市民の人権に対する関心を高めるため、あらゆる場と機会をとらえ、市民の興味・関心に即し、人権に関係する幅広いテーマを取り上げた様々な人権教育・啓発の取組を行います。

また、広く生涯学習推進の中で人権教育・啓発を進めていくという観点から、市民の主体的な学習を支援するための取組を行います。

① 社会教育施設等

公民館をはじめとする社会教育施設等は、市民の様々な学習要求に対応した学習活動や文化活動、体育・レクリエーション等の事業を行う生涯学習活動の拠点です。

なかでも、人権の確立を目指す学習活動は、社会教育施設等の活動の重要な柱です。

特に、公民館においては、生涯学習（人権）推進員、公民館関係者を核に、地域住民が連携し、人権学習をはじめ、豊かな人間関係や地域社会を作るための様々な活動を通し、人権認識を深める取組を行います。

また、学校教育分野、福祉分野等と連携した取組ができるような体制づくりに努めます。

② 社会教育関係団体

青少年団体、女性団体などの社会教育関係団体に対し、日常活動の中で、人権尊重の視点が生かされるよう、組織全体としての研修会や指導者層に対する研修会等を開催します。

(3) 企業・各種団体等で

① 企業

企業は、社員、株主、取引先、消費者、地域の住民など多くの人々とかかわって活動をしており、商品・サービスの提供、従業員の雇用、環境づくりなど、社会に対して大きな影響を与えています。

このように、企業は、その経済活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、基本的人権が尊重される社会の実現のために、地域社会の一員として重要な役割を担っています。

このため、顧客や雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育・啓発の取組を促進するため、学習相談への対応、情報の提供、指導者の派遣、学習プログラムの提供などの支援を行います。また、市内の企業で組織する^(*)田辺市企業人権推進協議会や県・関係機関と連携しながら、企業活動における人権課題の解決に向けての取組を進めます。

② 各種団体等

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人ひとりが進んで社会のあらゆる分野で寄与することが求められています。とりわけ、市内で活動する社会福祉団体、老人クラブ、女性団体、商工会、協同組合、医師会、弁護士会、^(*)NPO、ボランティア団体等、各種団体は、田辺市における「まちづくり」に、それぞれの分野で重要な役割を果たしています。

このため、基本的人権が尊重される「まちづくり」の視点から、各種団体に対し、人権意識の高揚を図るための主体的な取組ができるよう、情報の提供や学習機会の提供、会場や備品、各種教材の貸出し、講師派遣などの支援を行います。

（４）特定職業従事者に対して

以下に掲げる、特に人権にかかわりの深い職業に従事する人たちに対する研修の充実に努めます。また、各種学校や民間の医療施設、福祉施設、医療・保健・福祉関係者の養成機関等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

① 市職員

市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に密接にかかわっており、市民の人権を守る立場から、一人ひとりが常に人権尊重の視点に立って日常業務を遂行することが求められます。

このため、市職員に対する人権意識の高揚を図るための研修をより充実させるとともに、市民と共に学び、実践する機会を拡大し、豊かな人権感覚を持った市職員の育成に努めます。

② 保育関係職員・教職員

保育関係職員・教職員は、乳幼児、児童、生徒の人間形成に大きな影響を与える立場にあり、子どもの発達段階に即した人権意識をはぐくむ大切な役割を担っています。

このため、すべての保育関係職員・教職員が、人権問題についての深い認識と人権教育に関する指導力を身につけ、人権尊重の精神に根ざした教育を展開できるよう、研修をより充実させるとともに、支援に努めます。

③ 保健・医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等の保健医療関係者は、人々の生命と健康を守ることを使命としており、業務の遂行にあたっては、個人情報保護など、患者や要介護者の人権を尊重した行動が求められます。

このため、保健・医療関係者に対し、それぞれの加盟する医療関係団体を通じ、人権に関する研修が充実するよう積極的に働きかけます。

④ 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、障害者や高齢者などの福祉施設で働く職員、介護サービスを提供する職員など福祉関係業務に携わる関係者は、高齢者や障害者をはじめとする様々な人々の生活相談や、身体介護等の役割を担っており、人間の尊厳に関する認識及び^(*)プライバシーへの配慮等において高い人権意識が必要です。

このため、福祉関係業務に携わる関係者への人権教育・啓発の充実を図ります。

⑤ 消防・警察職員

消防職員や警察職員は、市民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全と秩序を維持する責務を負っています。

このため、消防職員が、人命の尊重を第一義とした活動を徹底するなど、職務の遂行にあたって、人権に配慮した適切な対応ができるよう、支援に努めます。

また、警察職員は、相談者、被疑者、被害者等に対し、適切に対処するように努めなければなりません。特に、女性や少年等に対して、その特性を理解した対応が図られ、各種関係機関と連携を密にしていけるよう支援に努めます。

⑥ 市議会議員

地域の課題が多様で複雑化する中、地方自治体の意思決定機関である議会の果たす役割はますます重要となっています。その議会の議員は市民の代表者として、常に人権認識をもって市の行政全般に目を注ぎ、市民全体の幸せのために活動しなければならないといえます。

このため、人権問題に関して、学習機会の充実を図ります。

4 相談・支援事業の推進

田辺市では、企画部人権推進課を中心として各機関と連携を図りながら、人権に関する相談を行っています。また、女性や子ども、高齢者、障害者に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。

被害者の法的救済に関する措置等は、法務省や裁判所など国の機関の専管事項ではありますが、自治体として可能な手段としての相談・支援に取り組んでいきます。

第一に、人権を侵害された、又はされている個人が、安心かつ容易に利用できる相談・支援体制を目指します。その際、相談者のプライバシーを保護し、不安を取り除き、地理的にも利用しやすいものとするのが肝要です。また、必要に応じて県や関係機関、民間機関との連携・協力を図ります。

第二に、市民にとって身近で信頼できる相談・支援体制を目指します。また、相談・支援の対象となる人権侵害が多様であることから、総合性のある相談・支援の窓口の整備に努めます。他方で、利用者の中には一般的な指導・助言を求めるだけでなく、専門的な指導・助言を必要とする場合も含まれることから、個別の問題についてより専門的に対応できる窓口の充実を図ります。

第三に、利用者が納得できる結果を出せるような、効果的な相談・支援体制を目指します。すべての相談・支援窓口が、あらゆる専門性を備えているとは限らず、利用者の要望にすべて対応できるとはいえません。しかし、利用者が、少なくとも納得できる結果を出すために、窓口相互間のネットワークの確立に努め、適切な窓口を紹介できる体制をつくります。

第四に、相談・支援体制の相談窓口の設置について、市民に広く知られていることが必要であり、広報や研修会を通してPRに努めます。

第五に、利用者の立場に立って対応できることや、知識や技能を持っているという面でも、各専門機関や民間、団体が果たす役割は大変大きく重要であると考え、相談・支援等を行う企業や団体等と連携・協力することを大切にします。

第六に、遠隔地に居住する市民が相談機関を訪問して相談したいというような場合、行政局との連携や援助を得て、利用者の満足を得られるように努めます。

なお、広域的に取り組む必要がある人権侵害が発生した場合は、国や県の機関と連携し、必要な助言を受けながら処理を行います。

第3章

人権問題の現状と課題

(序文)

我が国は、日本国憲法で基本的人権を保障し、また、国連が採択した人権関係諸条約を批准し、人権尊重社会の形成に向けた取組を進める中で、国民の人権問題に対する意識は徐々に高まってきています。

しかしながら、日本では、地域社会における「同質性」が伝統的に重視され、地域・集団と異なる文化、習慣、立場、意見、行動を「異質」なものとして容易に受け入れないという精神的風土が今なお根強く、また一部に非科学的な因習や慣習にとらわれるなどの側面があり、社会的弱者や少数者に対する偏見や差別が存在しています。

この章では、私たちの身の回りにある様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、解決につなげていく手がかりを述べています。

人は、社会生活の中でだれかに支えられ、またなんらかの形で、だれかを支えている関係にあります。人権問題はすべての人にかかわる身近で日常的な問題であり、一つの人権問題を学ぶことがすべての人権問題への理解へとつながります。この理解を通して人権感覚を養い、互いの尊厳と権利を尊重し合う生き方へと広がりを持たせることが大切です。

1 同和問題

(1) 基本認識

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」^(*)では「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権が侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」としています。

封建社会の身分制度において、最下層の賤しい身分として規定された人々は、職業、住居、婚姻、交際、服装等に至るまで社会生活のあらゆる面で厳しい差別扱いを受け、その人格が踏みにじられていました。

明治時代になり、「解放令」によって、制度上は「四民平等」となりましたが、差別をなくするための政策が行われなかったため、その後においても、経済的、社会的、文化的に低位な状態に置かれ、差別意識も払拭されず、基本的人権の保障が確立されませんでした。

大正時代になると同和地区の中から差別解消に向けた運動が高まり、全国水平社として結実し、1922年（大正11年）に全国水平社創立大会が京都で開催され、「水平社宣言」が採択されました。この「水平社宣言」は日本最初の人権宣言とも呼ばれ、部落解放の理念の原点ともなり、不当な差別からの解放を目指す運動が全国的に広がりました。

同和問題を人権問題として明確に位置付けるとともに、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題であることを示した「同和対策審議会答申」に基づき、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が施行され、実態的差別（同和地区住民の生活状態にあらわれている差別）や心理的差別（人々の観念や意識の中に潜在する差別）の解決に向けた総合的な取組が始まりました。以来、33年間にわたる法的措置が講じられた結果、住環境等に見られた劣悪な状態は改善され、様々な面での格差の是正や、差別意識の解消についても相当の成果を収めてきました。

しかしながら、実態的差別が相当に改善されたにもかかわらず、心理的

差別は完全に払拭されたとは言えない状況にあります。「今後、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられます。その中で、同和教育問題を人権問題の重要な柱の一つとしてとらえ、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」という地域改善対策協議会の意見具申の中にある基本的な考え方に基づいて、今後も、人権教育・啓発を積極的に推進する必要があります。

略年表

1603年 (慶長8年)	・ 家康(征夷大將軍)、江戸に幕府をおく
1869年 (明治2年)	・ 封建的身分制度改廃
1871年 (明治4年)	・ 太政官布告「解放令」
1922年 (大正11年)	・ 全国水平社創立、「水平社宣言」採択
1950年 (昭和25年)	・ ^(*) 田辺市人権擁護連盟創立
1965年 (昭和40年)	・ 同和教育対策審議会答申
1969年 (昭和44年)	・ 「同和教育事業特別措置法」施行
1970年 (昭和45年)	・ 「和歌山県同和教育長期計画」策定
1973年 (昭和48年)	・ 「和歌山県同和教育基本方針」策定
1996年 (平成8年)	・ 地域改善対策協議会意見具申 ・ 「『人を大切にする教育』の基本方針」策定
1999年 (平成11年)	・ 「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」策定
2000年 (平成12年)	・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2002年 (平成14年)	・ 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」失効 ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・ 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定
2005年 (平成17年)	・ 「『人を大切にする教育』の基本方針」改訂

（2）現状と課題

同和問題の早期解決の取組については、前項の基本認識でも述べているように、特別立法による同和対策事業が推進され、多くの成果がみられました。国や県の施策のもと、合併前の旧5市町村においても同和対策事業の推進に取り組んできました。その結果、同和地区の劣悪で低位な実態は大きく改善され、住環境整備についてはほぼ完了の域に達し、実態的差別は相当に解消されました。

福祉・教育についても、地区の隣保館、児童館を中心に関係施設と連携した取組を行い、生活を取り巻く課題の解決と教育の機会均等や基礎学力の向上等に一定の前進をみしました。

教育・啓発の分野では、学校教育はもとより社会教育においても、公民館や各種団体等を中心にして人権学習を進め、人権意識の向上を図ってきました。

このように、同和問題解決に向けた特別対策は一定の成果を上げ、2002年（平成14年）3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の失効により、行政の取組も特別対策から一般対策へ移行しました。しかしながら、立法措置の期限が切れたことが、同和問題の解決を目指す取組の放棄を意味するものではなく、その解決は全市民的な課題であることは言うまでもありません。2000年（平成12年）に和歌山県が実施した「同和問題に関する和歌山県民の意識調査」でも、同和問題の歴史的な経過や内容について十分に理解できていないこと、結婚についての差別意識が残っていること、同和問題を市民全体の課題として解決することに消極的な意識を持っていることなどが課題としてみられます。

また、最近では、全国的にみると、インターネット、郵便物、トイレ等の場所に賤称語などを使って相手を誹謗中傷する差別落書きが発生しています。また、企業等に対して不当な要求などを行い同和問題解決の妨げともなっている「^(*)えせ同和行為」も依然としてみられます。

同和問題における結婚差別、就職差別、同和地区の土地への差別などの背景には、同和地区、地区住民、地区出身者に対する誤った意識や偏見が潜在していると考えられます。こうした心理的差別の解消のため、なお教

育・啓発を進めることが必要です。

■ (3) 基本的な取組

① 同和問題の正しい理解

我が国固有の社会問題である同和問題の歴史的な背景や差別を解消するための努力、同和対策事業の経緯など同和問題に対する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進します。

② 同和問題は人権問題の重要な柱の一つであるという認識

同和問題には固有の経緯が存在し、我が国の重要な国民的課題であることを認識する必要があります。同和問題の解決があらゆる人権問題の解決につながり、また様々な人権問題の解決が同和問題の解決につながっていくという考え方を大切にされた施策を推進します。

③ 差別を許さない社会の形成

同和問題に関する市民の差別意識は解消に向けて着実に進んでいるものの、悪質な差別落書きやインターネットを悪用した誹謗中傷など、同和問題に起因した人権侵害が今なお発生している現状があります。市民一人ひとりが同和問題を自分の課題としてとらえ、市民の人権意識が全体として差別や不合理・偏見を許さない状況となるよう、啓発活動を推進します。

④ 「『人を大切にする教育』の基本方針」に基づいた教育の推進

田辺市教育委員会が策定した「『人を大切にする教育』の基本方針」についての理解を深めるとともに、この方針に基づいた教育を推進します。

2 女性の人権

(1) 基本認識

我が国における女性の人権保障は、戦後の民主化と共に始まりました。1946年（昭和21年）に公布された日本国憲法において、個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、同年の選挙法の改正により、はじめて女性に参政権が認められ、それ以後、社会における様々な分野で活躍する女性も増えてきました。

また、1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准し、1999年（平成11年）には、男女が共に参画する社会を目指して「男女共同参画社会基本法」が施行され、様々な取組が行われています。

しかしながら、日本の長い歴史の中でつくられてきた男性優位の考えや女性に対する差別・偏見、性別による固定的な役割分担意識などがいまだに根強く存在し、^(*)男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

変化する意識や考え方がある中で、根強く変わらない意識にとらわれることが、結果として、男女それぞれの活動の広がりを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。

女性に対する偏見や差別をなくし、性別にかかわらず人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分発揮することができ、多様な生き方を選択できる社会にするために、これまで固定的に考えられてきた男女のあり方や社会の仕組みを見直す必要があります。

略年表

1976年（昭和51年）	・ 国連婦人の10年（1985年までの10年間）
1979年（昭和54年）	・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1985年（昭和60年）	・ 「（女子差別撤廃条約）」批准
1986年（昭和61年）	・ 「（男女雇用機会均等法）」施行
1995年（平成7年）	・ 第4回世界女性会議（北京）開催、「北京宣言及び行動綱領」採択
1997年（平成9年）	・ 田辺女性センター「W I S H」（現田辺市男女共同参画センター）設置
1998年（平成10年）	・ 和歌山県女性センター「りいぶる」設置

1999年（平成11年）	・「男女共同参画社会基本法」施行
2000年（平成12年）	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2001年（平成13年）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年（平成14年）	・「和歌山県男女共同参画推進条例」制定
2003年（平成15年）	・「和歌山県男女共同参画基本計画」策定
2005年（平成17年）	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2007年（平成19年）	・「田辺市男女共同参画プラン」策定

（2）現状と課題

私たちは、個性や能力を制限されたり否定されたりすることなく、自らの意思で活動し、幸せを求めて生きていく機会を与えられなければなりません。男女の性別の違いを理由として、こうした機会が制限されたり、差別的な取り扱いがされてはなりません、現状はどうでしょうか。

男女の固定的な役割分担意識によって、女性に対する家事・育児・介護等への過重な負担が問題となっています。家庭生活のあり方等を含め、男性側の分担意識や協力が必要となっています。また、男性優位の考えから来る就職や職場における男女間の格差がなお存在し、各種の審議会・委員会・団体組織などへの女性の登用や参画率もまだまだ低い状況にあります。男女共同参画社会をつくっていくためには、女性が自らの力を引き出して、個性を生かし能力を発揮することができる環境が大切です。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や性犯罪、売買春、ストーカー行為などは、精神的暴力や身体的暴力として女性の人権を著しく侵害するもので、その根絶は大きな課題です。

男女が、社会の対等な構成員として互いに人権を尊重し協力し合って、その個性、能力を発揮していける社会を築いていくことが大切です。

（3）基本的な取組

① 固定的な性別役割分担意識の見直し

固定的な性別役割分担意識が、社会活動への参画に対し制約を及ぼすおそれがあります。これまで社会の中で当たり前とされてきた男女のあり方を見直し、男女が良きパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合うことができる社会環境をつくるための教育・啓発を推進します。

② 女性の社会参画の促進

各種の役職、審議会、委員会などに女性の登用を促すとともに、あらゆる分野において女性の参画が図られるよう、意識啓発や環境の整備を促進します。

③ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの根絶

夫又は元の夫、恋人などの関係にある男性から女性が受ける肉体的・精神的暴力や、雇用の場などにおいて女性が受けるセクシュアル・ハラスメントは著しい人権侵害であるという認識を深め、それらを根絶するための啓発や支援を進めます。

④ 相談活動・健康支援の充実

安心して子どもを産み育てやすくするため、家庭と職場・地域が互いに協力しながら、保育環境の向上や相談活動・健康支援を促進します。

⑤ 男女共同参画推進のための施策の充実

「田辺市男女共同参画プラン」について、広く市民の理解を深めるとともに、このプランに基づいた施策の取組を推進します。

3 子どもの人権

(1) 基本認識

我が国では、1947年（昭和22年）に「教育基本法」、1948年（昭和23年）に「児童福祉法」が施行され、1951年（昭和26年）には「児童憲章」が制定されました。また、国際連合では、1959年（昭和34年）に、「児童権利宣言」が採択され、児童の出生権、生存権、発達権、幸福追求権、教育権など各種の権利が確認されました。

1989年（平成元年）に、「児童の権利に関する条約」^(*)が国連総会で採択され、我が国は、1994年（平成6年）にその批准を行いました。この条約は、世界の多くの子どもたちが、貧困や飢え、武力紛争、虐待などの状況に置かれ苦しんでいるという現実を踏まえ、18歳未満の子どもを対象として、人としての権利や自由を尊重するとともに、保護と援助の促進を目指したものです。また、この条約では、子どもを大人が保護すべき対象としてのみとらえるのではなく、権利を享受し行使する主体として、生きる権利、参加や意見表明の権利、教育を受ける権利など、子どもの権利をより積極的にとらえています。

子どもの人権を考えるときは、「その発達段階に応じ、合理的な理由がない限り、大人に保障されている人権が、子どもにも同様に保障されるべきである」「子どもは、大人よりも人権が侵害されやすい立場なので、特に注意が必要である」「子どもはよい教育環境の中で、優れた教育を受け権利を有している」という3つの視点が大切です。

子どもの人権侵害の主なものには、「児童虐待」^(*)や「いじめ」などがあり、「虐待」については、①身体的虐待（殴る、蹴る、熱湯をかけるなど）、②性的虐待（性的関係を強要するなど）、③心理的虐待（暴言、差別、無視など）、④養育放棄（衣食住の世話をしない、医者に見せない、置き去りにするなど）に分類されています。

また、この他に体罰、放任、過保護、不登校、ひきこもり、問題行動など、様々な課題が生じてきています。

こうした課題が生じてきた背景には、日常生活の中で人間関係を学ぶ機会が少なくなっていること、地域社会における人間関係の希薄化など、子

子どもが育つ社会環境の変化や、大人の価値観の多様化、倫理観の低下などが考えられます。悲惨な事件が多発している今日、社会教育、学校教育、家庭教育の果たす役割が、ますます大切になってきています。

略 年 表

1947年 (昭和22年)	・「教育基本法」施行
1948年 (昭和23年)	・「児童福祉法」施行
1951年 (昭和26年)	・「児童憲章」制定
1989年 (平成元年)	・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択
1994年 (平成6年)	・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定
1996年 (平成8年)	・「『人を大切にする教育』の基本方針」策定
1997年 (平成9年)	・「喜の国エンゼルプラン」策定
1999年 (平成11年)	・「(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行
2000年 (平成12年)	・「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2001年 (平成13年)	・「わかやまの青少年プラン」策定
2004年 (平成16年)	・「児童虐待の防止等に関する法律」改正
2005年 (平成17年)	・「『人を大切にする教育』の基本方針」改訂 ・「田辺市次世代育成支援行動計画」策定

■ (2) 現状と課題

田辺市では、2005年(平成17年)豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成を基本理念とする「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育てを支える環境づくりや、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを続けています。

さらに、小・中学校においては、「『人を大切にする教育』の基本方針」を学校教育の全領域の基礎に位置付け、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行っています。また、田辺市教育研究所に「適応指導教室」を開設し、不登校の児童生徒への支援を行っており、一定の成果を収めています。

「平成17年度 社会福祉行政業務報告」によると、2005年度(平成17年度)に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談件数は34,472件で、年々増加傾向にあります。虐待された子どものほとんどが小学生以下

で、虐待者の多くは親（実母又は実父）となっています。

全国の「いじめ」の件数は、文部科学省の調査によると、2005年度（平成17年度）は、20,143件（「生徒指導上の諸問題の現状について(概要)」）となっています。「いじめ」は、人間としての尊厳を踏みにじり、時には生命にもかかわる重大な問題です。また、いじめ等が原因となる不登校は、教育を受ける権利を保障する上でも、子どもの人格形成に大きな影響を与えていることが考えられます。

また、文部科学省の学校基本調査によると、2005年度（平成17年度）に不登校で30日以上休んだ小中学生が122,255人で、依然として高い水準にあり、教育上の大きな課題となっています。

民法では「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあり、「児童の権利に関する条約（第5条）」においても、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母もしくは場合により地方の慣習により定められている大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」とあり、子どもが成長していく過程における親権者の適切な対応も重要となります。

今後は、これまでの取組を一層充実させるとともに、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえた施策並びに教育・啓発を進めていく必要があります。

■ (3) 基本的な取組

① 子どもは権利を享受し行使する主体であるという認識

「児童の権利宣言」、「児童の権利に関する条約」、「児童憲章」、「児童福祉法」、「教育基本法」などを踏まえ、子どもが権利を持った一人の人間として尊重され、権利の主体としての子どもの人権が保障される社会を実現するための教育・啓発を推進します。

② 豊かな人権感覚を持った子どもの育成

人間の尊厳を大切にし、自らが主体として自立し、自分自身の言動に対しても責任を持ち、他の人の人権を尊重できる、豊かな人権感覚を持った子どもを育成するため、発達段階に応じた人権教育を推進します。

③ 子どもの人権状況を十分把握した健全な環境づくり

大人の規範意識や倫理観の低下が子どもの問題行動の遠因となっている中で、家庭教育の大切さや、子どもにとって有害な社会環境の浄化に資する施策を推進します。

④ 子どもに対する「虐待」や「体罰」の根絶と「いじめ」や「不登校」問題の解決

子どもに対する「虐待」や「体罰」、「いじめ」や「不登校」の問題は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであるという認識を広げ、家庭、学校、地域、関係機関が連携して、早期発見や解決への支援に努めます。

⑤ 子育てしやすい環境づくり

「子どもは社会の宝」であるとの認識で、発達支援や保育環境の充実、学校教育の充実に努めます。

4 高齢者の人権

(1) 基本認識

1982年(昭和57年)ウィーンで高齢者問題世界会議が開催され、各国の高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。行動計画の前文では、「世界人権宣言に謳われた基本的で奪うことができない権利が、高齢者にも完全に、かつ制限されることなく認められる」と再確認され、以来20余年にわたって高齢化に対する政策の指針とされてきました。

高齢者の人権に関して、1991年(平成3年)に、自立、参加、介護、自己実現、尊厳の5項目からなる「国連高齢者原則」が採択され、各国政府が、国内計画に取り入れるべき18の原則を示しました。行動計画採択10周年にあたる1992年(平成4年)の国連総会では、2001年(平成13年)までの10年間にわたる高齢者問題に関する実際的な戦略の必要性を認め、国際社会に対し、「高齢者問題国際行動計画」の実施の促進と、「国連高齢者原則」の普及を要請しています。また、1999年(平成11年)は「国際高齢者年」に指定されました。

2002年(平成14年)、マドリッドで開催された国際会議で「高齢化に関する国際行動計画2002」が決定され、「高齢者と開発」「高齢にいたるまでの健康と福祉の増進」「活動可能かつ支援的な環境整備」の三つの優先分野が設定され、高齢者の生活がどの程度安心できるようなものになるかは、これら三つの優先分野の進展に大きく影響されるとあります。

高齢者問題は、高齢者の数が増加し、人口に占める割合が高くなるという社会の状況と、高齢者個人の加齢に伴って生じる様々な状況という二つの側面から考える必要があります。

一般的に、65歳以上の人口比率が7～14%未満を高齢化社会、14%以上を高齡社会、25%を超えた社会は、超高齡社会といわれています。2006年(平成18年)内閣府の調査(「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」)によると、一人暮らし高齢者世帯の63%、一般高齢者世帯の58%で日常生活に心配があると答えており、その内容は、「自分の病気・介護」が一人暮らし高齢者世帯・一般高齢者世帯とも最も高く、次い

で、一人暮らし高齢者世帯では、「頼れる人がいない」「大地震などの災害」「収入」、一般高齢者世帯では、「子どもや孫のこと」「大地震などの災害」「収入」などとなっています。

加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減衰は個人差があります。心身の状況により様々なサービスや介護を必要とする高齢者が増加している一方、働く意欲と能力を持ち可能な限り自立した在宅生活を送りたいと考えている高齢者も多くいます。

このようなことから、高齢社会における様々な対策は、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応して、実施する必要があります。

しかしながら、現実には、著しく高齢化が進む中、介護に関する問題や孤独死、虐待など、高齢者の人権にかかわる様々な問題が生じています。高齢者問題は、すべての人の課題であり、だれもが出会う問題です。

高齢者の人権を考えるとき、高齢者を福祉の対象としての「保護の客体」と見るのではなく、「権利の主体」として理解することが大切です。

略 年 表

1963年 (昭和38年)	・「老人福祉法」施行
1986年 (昭和61年)	・「長寿社会対策大綱」策定
1989年 (平成元年)	・「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」策定
1991年 (平成3年)	・国連総会「高齢者のための国連原則」採択
1993年 (平成5年)	・「和歌山県老人保健福祉計画」策定
1995年 (平成7年)	・「高齢社会対策基本法」施行
1999年 (平成11年)	・「国際高齢者年（1998年10月～1999年末）」実施
2000年 (平成12年)	・「社会福祉法（旧 社会福祉事業法）」改正、施行 ・「介護保険法」施行 ・「わかやま長寿プラン2000」策定
2003年 (平成15年)	・「わかやま長寿プラン2003」策定
2006年 (平成18年)	・「田辺市高齢者保健福祉計画2006」策定 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

(2) 現状と課題

田辺市では、2006年（平成18年）に今後の高齢者保健福祉のあり方について、また介護予防事業や介護保険事業の充実、健康寿命の延伸及び地域ケア体制の構築を促進するために、「田辺市高齢者保健福祉計画2006」を策定しました。この計画に基づいて、地域支援事業など、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援するほか、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活することができる環境づくりや社会参加の促進、施設サービスの充実など、様々な施策を推進しています。

2006年（平成18年）3月末現在、市の人口は84,975人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は21,292人です。全人口に対する高齢者人口の割合（高齢化率）は、25.1%となっており、2005年（平成17年）の全国高齢化率の21.0%と比較して高くなっています。特に、山間地域を中心に高齢化が進んでおり、旧田辺地域22.6%の高齢化率に対して、本宮地域41.0%、中辺路地域36.2%、龍神地域36.0%、大塔地域32.0%といずれも30%を超えています。市全体で、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が増加の傾向にあり、特に女性の高齢単身世帯が多くなっています。

高齢者の問題を考えるとき、高齢化に伴う身体機能の低下や疾病、障害などに関する健康上の問題と、豊かな老後を送るための生きがいの問題が重要となります。

超高齢社会となった田辺市は、高齢者が健康で生きがいのある豊かな生活を営むことができるよう、市全域は言うに及ばず、それぞれの地域性を視野に入れた高齢者福祉対策に取り組み、すべての市民が高齢者問題を自分自身の問題としてとらえ、高齢者の尊厳が保障されるよう、教育・啓発を推進する必要があります。

■ (3) 基本的な取組

① 高齢者に対する人権侵害の防止

高齢者に対する虐待の防止や認知症高齢者の権利擁護等、高齢者の尊厳^(*)についての正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を進めます。

② 高齢者を地域で支え合う環境

高齢者が大切にされ、安心して快適な生活が送れるよう、地域全体で高齢者を支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

③ 高齢者の自立と生きがい

高齢者の持っている豊かな知識や経験等を生かし、社会を支える重要な一員として、雇用も含めた様々な社会活動に参加できるような機会づくりを促進するための施策を推進します。

④ 高齢者を介護する家族への支援

介護をする側にも、介護による身体的・精神的な苦痛やストレス、不安が生じます。それらのストレスや不安を和らげる相談活動等の支援を進めます。

⑤ 高齢者に対する総合的な施策の推進

シルバー人材センターの活動の促進、福祉サービスの利用援助や福祉機関との連携に努めます。

⑥ 「田辺市高齢者保健福祉計画2006」に基づいた施策の推進

「田辺市高齢者保健福祉計画2006」についての理解を深めるとともに、この計画に基づいた施策を推進します。

5 障害者の人権

(1) 基本認識

1975年（昭和50年）の国連総会において「障害者の権利に関する宣言」が採択されるなど、障害者福祉についての関心と理解を深めるための取組が進められてきました。

また、1981年（昭和56年）を「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」とし、1982年（昭和57年）第37回国連総会において、「国際障害者年」の趣旨をより具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択しました。さらに、障害者の社会参加を進めるため、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間を「国際障害者の10年」としました。

さらに、1995年（平成7年）の第50回国連総会において、「万人のための社会に向けて」が決議されるなど、障害者が等しく社会に出る権利があり、その基盤づくりに行政がかかわることの大切さが打ち出されたほか、2006年（平成18年）12月13日の第61回国連総会では、「障害者の権利条約」が採択され、社会にある障害を除去し、障害者の人権と自由を確保するための国際的な合意がなされました。

我が国では、2004年（平成16年）に「障害者基本法」が改正され、障害者の定義が変更されました。新しい定義では、「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会的に相当な制限を受ける者をいう。」となっています。

2006年（平成18年）版「障害者白書」によると、我が国の障害者は、約655.9万人と推定されています。そのうち、身体障害児者が約351.6万人（内、身体障害児約8.1万人）で、知的障害児者は45.9万人、精神障害者は約258万人となっています。また、65歳以上の身体障害者は、約200万人と約6割の人たちで占められており、高齢化が急速に進む中で、何らかの障害を持って生活を営む人々が、地域社会の中でますます大きな割合を占めるようになってきています。

また、2005年（平成17年）4月からは、人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度がなく、従来の施策では十分な対応がなされていなかった

た自閉症、^(*)アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、^(*)学習障害、^(*)注意欠陥／多動性障害などの発達障害の支援体制の促進を図る「発達障害者支援法」が施行されました。

今日、障害者の問題を社会全体の問題ととらえ、対処していこうとする機運が高まってきていますが、現実には障害者が地域社会の中で生活しようとするとき、次のような障壁があります。

「物理的な障壁」・・・道路の段差、施設の階段、障害者用トイレの不備等

「制度的な障壁」・・・障害を事由とした入学、就職、資格試験等の欠格等

「文化・情報面の障壁」・・・点字図書、手話や字幕付きテレビ番組等の不足

「意識（心）の障壁」・・・無知や無関心、差別や偏見等

これら四つの障壁の中でも、障害者という視点から見ると、とりわけ障害者に対する偏見や差別的なまなざしという「意識（心）の障壁」の解消が最も重要な課題といえます。

障害者問題は自分と関係がないと考えがちですが、障害を引き起こす疾病や事故など、様々な原因はだれもが直面する可能性があります。障害者や高齢者など社会的に不利な人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが通常の様であるという「^(*)ノーマライゼーション」の考え方にに基づき、一人ひとりが社会の中でかけがえのない存在であるということを基本にした教育・啓発を進める必要があります。

略 年 表

1950年（昭和25年）	・「身体障害者福祉法」施行
1970年（昭和45年）	・「心身障害者対策基本法」施行
1981年（昭和56年）	・「国際障害者年」
1982年（昭和57年）	・「国連障害者の10年（1983～1992年）」宣言 ・「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定
1993年（平成5年）	・「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択
1994年（平成6年）	・「紀の国障害者プラン」策定
1995年（平成7年）	・「障害者プラン -ノーマライゼーション七ヵ年戦略-」策定
2000年（平成12年）	・「社会福祉法（旧 社会福祉事業法）」改正、施行
2002年（平成14年）	・「障害者基本計画」策定 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「新アジア太平洋障害者の10年（2003～2012年）」行動課題採択
2004年（平成16年）	・「紀の国障害者プラン2004」策定

2005年（平成17年）	・「発達障害者支援法」施行
2006年（平成18年）	・「障害者自立支援法」施行 ・「国連障害者の権利条約」採択
2007年（平成19年）	・「田辺市障害者計画」策定 ・「田辺市障害福祉計画」策定

■（2）現状と課題

2006年（平成18年）4月1日現在、田辺市において身体障害者手帳を所持している人の数は3,711人、療育手帳を所持している人の数は594人、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は273人となっています。しかし、手帳の交付を受けていない身体障害者や知的障害者、精神障害者もいることから、実際はこの数字を上回っているものと考えられます。

本市では、中長期的な展望に立って総合的な障害者施策を推進するため、障害者基本法に基づく「田辺市障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「田辺市障害福祉計画」の策定を行い、施策の実施に取り組んでいくこととなっています。

これらの計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、バリアフリーの視点でのまちづくり、利用者の立場からの支援体制・サービス提供体制の整備等を行う計画で、支援体制の整備では、ホームヘルプサービス等の障害福祉サービス事業、社会参加を促進する事業、就労を支援する事業等、障害のある人の自立のための様々な事業を実施し、住み慣れた地域で生きる喜びを感じ、安心と尊厳をもって暮らすことのできるまちづくりに取り組むことにしています。

現実の地域社会における障害者の日常生活の実態は、人権保障という観点からみると、満足できる状況であるとはいえません。その理由としては、現在の社会の仕組みや社会の意識が、障害児者及びその家族と地域社会との結びつきを希薄にしていることなどが考えられます。

ノーマライゼーションの理念を実現するためには、すべての人が障害者問題を正しく理解するとともに、行政はもとより、市民、企業、団体等が障害者やその家族への支援策や関係する福祉施設等で働く職員に対する待遇を考慮していかなければなりません。

（3）基本的な取組

① 障害者が差別されることのない社会環境の育成

社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されたり、権利や利益が侵害されることがない社会の実現に寄与するための教育・啓発を推進します。

② 心のバリアフリーの推進

それぞれの障害児者の障害の特性や程度は様々です。障害者への正しい理解と認識を深めるため、子どもたちから、ボランティア活動などを通じ、障害者との交流の機会をつくるなど、心のバリアフリーを進める教育・啓発を推進します。

③ 障害者の社会参加の促進

自由な社会参加が可能となる社会とするため、生活環境面での物理的なバリアフリーや、盲導犬・介助犬等（身体障害者補助犬）に対する理解など障害者が安心して生活できるまちづくりに取り組みます。また、障害者が社会の構成員として、地域社会の中で特別視されることなく生活を送れる条件を整えるための支援を推進します。

④ 障害者の社会的自立の促進

障害者とその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるよう教育・福祉・雇用等各分野との連携を図るとともに、障害者の社会的自立が促進されるための支援を推進します。

⑤ 「田辺市障害者計画」及び「田辺市障害福祉計画」に基づいた施策の推進

「田辺市障害者計画」及び「田辺市障害福祉計画」についての理解を深めるとともに、この計画に基づいた施策を推進します。

6 外国人の人権

(1) 基本認識

近年では、人、モノ、情報の交流が国境を越えて行き交い、国際的な相互依存の関係が発展する中で、様々な国籍をもった人たちが日本で生活するようになってきました。また、日本人で海外に出向く人や外国で生活する人が増加しています。

しかし、時には、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足などから、相手に対する偏見や差別意識が生じています。

国と国との交流・交易によって、文明や文化の発展や伝達が広がり、多くの恩恵がなされました。一方、歴史や現状から見て、ある国が他の国に対して侵略や支配をして、その国の人々の権利を侵害していることがあります。

同じ地球上に住む人類として、歴史、文化、習慣等の違いを越えて互いの人権を尊重し、平和で共存できる社会を築いていくことがますます重要になっています。

略年表

1910年 (明治43年)	・「日韓併合条約」調印 (朝鮮を日本の植民地とする)
1951年 (昭和26年)	・「難民の地位に関する条約(難民条約)」採択
1965年 (昭和40年)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択 ・「日韓基本条約」締結
1981年 (昭和56年)	・「難民の地位に関する条約(難民条約)」加入
1991年 (平成3年)	・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行
1992年 (平成4年)	・田辺市国際交流センター設置
1995年 (平成7年)	・「(人種差別撤廃条約)」批准
1998年 (平成10年)	・和歌山県国際交流センター設置
2000年 (平成12年)	・「外国人登録法」改正 (指紋押なつ制度の廃止、他)
2003年 (平成15年)	・「和歌山県国際化推進指針」策定

（2）現状と課題

1980年（昭和55年）ころから、我が国に新しくやってきた外国人の登録が飛躍的に増加しています。そのころまでに約80万人の登録者数であったものが、2004年（平成16年）末には、197万人を超えました。（「平成17年度出入国管理」）

和歌山県の外国人登録者数は、2005年（平成17年）12月末には68箇国、6,747人となっており、日常生活の様々な場面で外国人と触れ合う機会が増えています。県では、「和歌山県国際交流センター」を設置、2003年（平成15年）に「和歌山県国際化推進指針」を策定し、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に努めています。

田辺市における外国人登録人員は、2007年（平成19）3月末現在、17箇国301人となっています。田辺市では、国際交流事業の一環として、オーストラリアのワイオン市との友好提携を進めるとともに、国際交流センターを設置し、外国人向け生活相談等の事業を行っています。

外国人登録者数の増加に伴い、日本における外国人の生活や就労上の問題が生じています。外国人に対する偏見による入店拒否や公衆浴場での入浴拒否、不利な条件での雇用などの問題です。また、外国人の地方自治への参画や日本人との間に生まれた子どもに関して、国籍条項の検討も課題となってきています。

（3）基本的な取組

① 外国の歴史、文化、風習等についての理解と認識

外国の歴史、文化、風習について正しい理解と認識を深め、それぞれの生活様式を尊重し、差別や偏見をなくするための教育・啓発を推進します。

② 国際理解教育の推進

学校教育においては、外国の人を招くなど多様な機会を設け、人種、民族、国籍の違いを越え、個人として尊重し合い、外国の文化や伝統を尊重し、外国人児童生徒と共に生きていく資質や能力の育成に努めます。

③ 情報提供、相談支援の充実

^(*) 田辺市国際交流センターを拠点として、外国人への生活情報の提供や、相談活動の充実を図ります。

④ 定住外国人の地方自治への参画

幅広い市民の意見を市政に反映していくためには、多様な文化を持っている定住外国人の意見を求めることは大切です。そのため、審議会への参画をはじめ市職員の採用に関し、その必要性を検討していきます。

7 感染症・難病患者等の人権

(1) 基本認識

^(*)H I V（ヒト免疫不全ウイルス）、^(*)ハンセン病、病原性大腸菌O-157等の感染症や疾病、原爆等の被爆者などに対する誤った先入観から、いわれのない差別や偏見が生まれ、人権問題につながっています。

^(*)エイズ（後天性免疫不全症候群）は、H I Vに感染し発症する身体の免疫機能の後天的な障害ですが、1985年（昭和60年）に安全対策を怠った非加熱血液製剤によるH I V感染被害であるエイズ問題が表面化し、日本で最初にエイズ患者が認定されました。

かつて、H I V感染者等については、多くの偏見や差別意識から医療拒否、入学・就職拒否、職場解雇、公衆浴場入浴拒否などがありました。近年では社会的関心を呼び、正しい認識が徐々に広まっています。

一方で、「平成17年エイズ発生動向年報」によると、2005年（平成17年）末におけるH I V感染者は7,392人、エイズ患者は3,644人となっており、感染者の増加が続いています。

また、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）に「癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、隔離政策がとられ、患者は行動、住居、職業選択、学問、結婚などの自由や権利が奪われてきました。「らい予防法」が制定された後も、強制隔離及び人権剥奪が続き、「らい予防法の廃止に関する法律」が1996年（平成8年）に制定されて、ようやく旧法の過ちが認められました。

H I V感染者、ハンセン病（元）患者等の人権問題には、医療技術の発達、病気に対する正しい認識、社会的支援が必要です。

略 年 表

1873年（明治6年）	・ ノルウェーのハンセン医師、らい菌を発見
1907年（明治40年）	・ 「癩予防ニ関スル件」制定
1929年（昭和4年）	・ 無らい県運動はじまる（強制的に隔離所に入所）
1931年（昭和6年）	・ 「癩予防法」制定（全患者を強制隔離の対象）
1943年（昭和18年）	・ アメリカで治療薬「プロミン」開発
1947年（昭和22年）	・ 日本で「プロミン」の使用開始

1948年（昭和23年）	・「優生保護法」制定（ハンセン病患者に対する優生手術を認める）
1953年（昭和28年）	・「らい予防法」制定（強制隔離を継続）
1984年（昭和59年）	・エイズ発生動向調査を開始
1985年（昭和60年）	・日本で最初のエイズ患者を認定
1989年（平成元年）	・「(エイズ予防法)」施行
1996年（平成8年）	・「らい予防法の廃止に関する法律」施行
1999年（平成11年）	・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行（エイズ予防法」を廃止）
2001年（平成13年）	・「らい予防法」違憲（訴訟で原告勝訴）
2003年（平成15年）	・ハンセン病元患者らに対する温泉ホテル宿泊拒否事件
2005年（平成17年）	・ハンセン病問題検証会議が「最終報告書」を提出

（2）現状と課題

2001年（平成13年）5月、熊本地裁で、「らい予防法」のもとでの隔離政策を憲法違反とし、国の責任を認めた原告勝利の判決が出され、国は控訴を断念しました。しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識・偏見により、2003年（平成15年）のハンセン病元患者らに対する温泉ホテル宿泊拒否事件にみられたように、ハンセン病（元）患者に対する偏見や差別がいまだに存在していると思われます。現在、全国15のハンセン病療養所には約3,100余人の方が生活しています。ハンセン病に対する正しい認識と隔離政策に伴う偏見や差別を取り除く努力と病気を回復した人々が社会復帰できるための支援が求められています。

また、我が国におけるエイズ患者・感染者は、依然増加傾向にあり、国内での異性間性的接触による感染報告が増えています。ただ、差別や偏見を恐れて受診しない人も多くいることを考えるとき、潜在的な患者も相当数いるものと予想されます。

^(*) 難病とは、原因がわからず、治療法も確立されていない病気のことをいいます。そのため、家族の精神的負担並びに経済的負担が重くのしかかっているのが現状であり、より綿密に経済的及び精神的な支援を行うことが必要となっています。

■ (3) 基本的な取組

① エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及

ハンセン病は適切な治療によって、完全に治癒する病気であり、感染力も弱く遺伝もしません。

また、エイズの原因であるH I Vも非常に感染力の弱いウイルスであり、正しい知識と予防法を知ることによって感染を防ぐことができます。

感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう教育・啓発を推進します。

② エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援

H I V感染者については、安心して医療を受けられるよう啓発活動に努めます。

また、エイズやハンセン病患者・元患者に対する偏見と差別をなくし、元患者や感染者等の人たちが社会参加や社会復帰できるよう関係機関と連携を深めます。

③ 難病患者や被爆者の人権に配慮した支援体制

難病患者や被爆者の現状理解に努め、本人及びその家族の人権やプライバシーの保護に努めるとともに、安心して社会生活ができるよう医療・福祉関係機関と適切な連携を深めます。

8 刑を終えて出所した人の人権

（1）基本認識

我が国は罪刑法定主義の国です。人が罪を犯した場合、法律に定められた刑罰に従って一定の刑に服することになります。刑を終えて出所した人は、その後、社会に復帰することが法律で認められているところです。

しかし、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見は根深いものがあり、就職等に際しての差別の問題や悪意のあるうわさの流布など、社会復帰を妨げる人権侵害が起きています。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて地域社会などの理解と協力が何よりも必要です。

日本は諸外国に比べると治安のよい国と言われてはいますが、凶悪な事件も数多く発生しているのが現状です。このような犯罪から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、単に、犯罪の取締りを強化したり、犯罪者を罰するだけでは十分ではありません。罪を犯した人が再犯しないよう温かく支援したり、犯罪を未然に防ぐ地域社会づくりが重要になります。

略年表

1949年（昭和24年）	・「犯罪者予防更正法」施行
1950年（昭和25年）	・「保護司法」施行
1996年（平成8年）	・「更正保護事業法」施行

（2）現状と課題

罪を犯した人の更正を援助する機関として、警察、少年鑑別所、児童相談所、補導センター、青少年補導員などがあります。一般によく知られていない機関である少年鑑別所は、家庭裁判所の審判までの間、収容する少年の処遇及び行動観察を行う業務と、少年たちがどうして非行を犯すようになったのか、今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるのかを心理学等の

専門知識や技術によって科学的に解明するという二つの業務があり、少年の更生のために取り組んでいます。

また、犯罪や非行に陥った人が、通常の世界生活を送りながら社会の一員として立ち直るための支援制度として、国とボランティアとが協力して指導・援助する「更生保護制度」があります。その中に、法務大臣から委嘱された保護司があり、保護監察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行防止のため関係機関・団体と連携して活動しています。しかし、平均年齢は約63歳で、50歳未満がわずか6%となっており、保護司の人数が少ない上に高齢化という問題が加わってきています。

犯罪や非行を予防し、明るい社会を築くためには、地域社会における人と人とのつながりが大切です。そのため、大人も子どもも地域の一員として、温かい人間関係を築く努力を普段から続けることが大切です。

■ (3) 基本的な取組

① 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発を推進します。

② 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援

刑を終えて社会復帰しようとする人を受け入れる社会環境をつくっていくための啓発並びに支援を行います。

③ 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図る地域づくりに積極的に参加するよう関係機関と連携を深めます。

9 犯罪被害者等の人権

(1) 基本認識

犯罪被害者とは、同じ社会の一員の犯罪によって身体や財産などの法律によって保護されている権利が侵害されることにとどまらず、ショックやストレスなどの精神的打撃や従来我的生活環境に対する社会的、経済的又は人格的影響など必ずしも法律が想定していない様々な被害を受けて、幸せに生きる権利が奪われてしまった人たちをいいます。

被害に対する実質的な救済を考えると、その場合の被害者とは、直接犯罪行為の対象となった当事者だけでなく、その遺族や家族などの近親者、さらには、救助行為などによって間接的に被害を被った者なども含んでとらえる必要があります。

犯罪被害者やその家族は、被害に遭ったという身体的・精神的な負担だけではなく、治療のための医療費や休業・退職したことによる損失等の経済的負担、さらには捜査や裁判にかかる時間的負担などに苦しんでいます。また、マスメディアによる過剰な取材や報道によるプライバシーの侵害、名誉毀損などの二次的な被害も深刻な問題となっています。

社会的な関心の高まりや関係者の努力により、最近では関連する法律の改正が行われ、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制が改善されてきました。しかし、制度面の改善だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷、興味本位の取材などがなされないよう人権に配慮していくことが大切です。

略 年 表

1981年 (昭和56年)	・「犯罪被害者等給付金支給法」施行
1997年 (平成9年)	・「全国被害者支援ネットワーク」設立
1999年 (平成11年)	・「被害者等通知制度」施行
2001年 (平成13年)	・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(旧 犯罪被害者等給付金支給法)」改正
2003年 (平成15年)	・「犯罪被害者支援の日」設定
2005年 (平成17年)	・「犯罪被害者等基本法」施行

（2）現状と課題

「2006年（平成18年）版 犯罪白書」によると、2005年（平成17年）の刑法犯の認知件数は、312万5,216件、交通事故などによる業務上過失犯罪を除く一般刑法犯は、226万9,572件であり、3年連続して減少しているものの、戦後全体を通じて見ると、なお高い水準にあります。

また、その刑法犯の認知件数を罪名別に見ると、窃盗罪（55.2%）と交通事故などによる業務上過失犯罪（27.4%）が多く、両者で全体の約83%を占めています。

同年の刑法犯の発生率（人口10万人当たりの認知件数の比率）は、2,446.2件、一般刑法犯の発生率は1,776.5件となっています。

1998年（平成10年）に^(*)カレー毒物混入事件が県内で発生しましたが、被害者やその家族の生命のみならず、深刻な精神的被害を受け、今なお回復されない状態にあると言われていています。近年、犯罪被害に対する社会的関心が高まり、ようやく犯罪被害者を保護するための法律が制定されました。

犯罪被害者に対する理解と支援には、「犯罪は被害者に対する人権侵害であり、だれもが犯罪被害者になる可能性がある。」という認識の上に立って、被害者及びその家族を社会全体で支え合う環境をつくることが大切です。

■ (3) 基本的な取組

① 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

市民一人ひとりが、犯罪被害者等の人権に対して配慮することの大切さを認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。

② 犯罪被害者等のプライバシーを守る努力

社会の風潮等へ多大の影響力をもつマスメディア等のあり方についての啓発を推進します。

③ 犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進

犯罪被害者等への情報提供、相談・カウンセリング体制の整備並びに負担軽減等の施策を進めて、犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりのための支援を目指します。

④ 再被害を防止するための連携の深化

犯罪者の再犯防止は、犯罪被害者等を救済することにつながるという認識のもと、再被害を防止するために関係機関や地域との連携を深めます。

10 インターネット等による人権侵害等の問題

■ (1) 基本認識

私たちは、インターネットの普及により大きな利便性を手に入れました。しかし、一方で匿名性や情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現（落書き等）が掲載されるなどの人権侵害の発生が社会的な問題となっています。

インターネット犯罪の主なものとして、オークションを利用した詐欺、プライバシーの侵害、個人情報の漏洩、電子メールの盗み読み、大量かつ無差別な商業メール、誹謗中傷、脅迫メール、個人的な恨み・嫌がらせ、アダルトサイトやギャンブルサイトの詐欺、コンピュータウイルスなどが挙げられます。

私たちが特に問題にすべきものとして、相手に対する誹謗中傷、嫌がらせ、差別落書きなどの人権侵害があります。インターネット掲示板への差別書き込みなどを許さない世論づくりが大切となります。

インターネットを利用する上で必要なのは、コンピュータや携帯電話を使える技能だけではありません。また、インターネットを含め、テレビ・ラジオ・新聞などメディアで流れている情報のすべてが信頼できるものとは限りません。情報を受信する側は、その情報が正しいかどうかを自ら判断し、取捨選択し、それを活用する能力を養う必要があります。

情報が氾濫している社会の中で、個人や公共の福祉に役立つ有益な媒体にしていくことが重要です。

略 年 表

2000年（平成12年）	・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行
2002年（平成14年）	・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行
2003年（平成15年）	・「個人情報の保護に関する法律」制定

■ (2) 現状と課題

今日、インターネットの利用者が低年齢化しています。総務省の「平成17年度通信利用動向調査」によると、2005年（平成17年）末現在、6～12歳のインターネット利用率は65.9%、13～19歳は93.9%となっており、まさに物心ついたときから、インターネットに取り囲まれて育つ世代が増えてきているといえます。しかし、ネット上には、自殺・いじめ・差別・誹謗中傷等を内容とする情報やわいせつ画像、残酷な画像など、有害な情報が数多くあります。

家庭や学校では、操作・技能面だけでなく、ルールとマナー面を大切に指導が重要となります。例えば、「他人を誹謗中傷する発信をしないよう注意する。」、「個人の情報を掲載することの危険性やモラルなどを指導する。」、「他人から誹謗中傷を受けるなどしたときは、保護者や教職員にすぐに報告・相談する。」、「機会をとらえて、“子どもとインターネット”をテーマにした学習を行う。」などが挙げられます。

インターネットは、人々の生活にとって大変優れた情報源であるとともに、一度に不特定多数の人々に情報が伝わるだけに、大人はもちろん、子どもの時代からインターネットや携帯電話等の使用法や人権意識を身につけて、これらの情報機器を正しく活用することが大切です。

■ (3) 基本的な取組

① 情報技術や情報処理能力とマナーの育成

情報技術や情報処理能力を身に付けるとともに、使い方によっては、人権侵害の道具となることを考え、インターネット等を正しく活用する大切さについての教育・啓発を進めます。

② 情報の流出の防止

情報の流出は、プライバシーの侵害につながり、多大な損害を与えることもあり、パソコンへの不正侵入防止対策をはじめ、個人名の扱いについて慎重に対応します。

③ 人権侵害への対応

インターネット上で重大な人権侵害を受けたとき、関係機関と連携の上、必要な対応をとるよう努力します。また、ネット上での人権侵害に関する相談窓口を設けます。

11 様々な人権

■ (1) 性同一性障害者の人権

「性同一性障害」は、「形態的には完全に正常で、自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知している一方、人格的には自分が別の性に所属していると確信している状態」と定義されています。同性愛、両性愛、服装倒錯（男性による女装、女性による男装）、性転換願望もこれに含まれます。ただし、女っぽい男性や男っぽい女性というのは、社会的通念の性差でとらえた見方に過ぎないので、性同一性障害ではありません。

また、性同一性障害は、性自認の問題であり、単なる同性愛などの性的嗜好のみの問題ではないといわれています。女性が女性を愛するとか、男性であるが男性好きというのは、自分自身の肉体的な性について特段不満を持たない者にも起こりうるものです。

さて、そのような「性同一性障害者」は、社会の無理解や偏見等によって奇異な目で見られるのみならず、就職をはじめ社会参加が難しく、嫌がらせを受けるなど、強い精神的な負担を強いられています。

そういった背景の中で、2003年（平成15年）、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。

性同一性障害者や障害に対する正しい理解や認識が深まるよう啓発活動の推進に努める必要があります。

■ (2) アイヌの人々の人権^(*)

アイヌの人々は北海道を中心に居住している先住民族で、北海道に住むアイヌの人々の人口は、約24,000人（「平成11年北海道ウタリ生活実態調査報告書」）です。

古来、サハリン南部、千島列島、北海道本島、東北北部などで狩猟や漁労を中心として、自然の豊かな恵みを受けて独自の平和な生活と文化を築き上げてきました。

しかし、近世から近代のはじめにかけて日本人（倭人）が侵入し、次第

にアイヌ独自の生活様式や文化は侵害されるようになりました。

明治政府は1899年（明治32年）、アイヌの人々への農業の奨励、教育などの保護対策の実施を目的に「北海道旧土人保護法」を制定しましたが、この法律はアイヌの人々の窮状を改善するには十分ではなく、人権尊重の観点に立ったものではありませんでした。

戦後、我が国の民主化が進むのに呼応するように、1946年（昭和21年）に北海道ウタリ協会が設立され、アイヌ民族の自立と社会的地位の向上を目指す運動が展開され、後の「北海道ウタリ生活実態調査」の実施や「アイヌ民族に関する法律」の実現に向けた陳情へと発展していきました。そして、遂に、1997年（平成9年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。この法律は、アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的にしています。

今では、アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統等に対する国民の理解を促進するための様々な施策が推進されています。しかし、社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれてきた長い苦難の歴史の中で、アイヌの人々の言語や文化、伝統的生活習慣など失われていったものは少なくありません。

また、アイヌの人々と北海道民一般との格差は一定解消されてきているものの、生活保護率や高校・大学進学率などで格差が認められるほか、結婚や学校などにおいても、今なお差別や偏見が存在していることが、1999年（平成11年）の「北海道ウタリ生活実態調査報告書」に見られます。

アイヌの人々の伝統や文化を理解し、偏見や差別をなくすことが求められます。

■ (3) ホームレスの人権

近年、経済情勢の悪化、家庭問題等の要因によって、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が増加しており、大都会

を中心に公園、河川、海岸、道路、駅舎等を起居の場所として生活を送っています。その人たちの多くは、衛生状態が悪く満足な食事もできていません。時として、暴力の被害に遭う事件も発生しています。

こうした中、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進するため、2002年（平成14年）に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、都道府県及び市町村では、この法律に基づき、必要に応じて実施計画を策定し施策を推進しています。また、ホームレスとなるおそれのある人たちに対して、県・市町村が連携し、民生委員や社会福祉協議会の協力を得て生活相談体制を支援することにより、ホームレスになることを未然に防ぐ取組も始まっています。

このため、必要に応じて、ホームレスの自立に向けた支援、ホームレスとなるおそれのある人たちへの支援、ホームレスの人権擁護と地域における安全・安心の確保を図る施策を講ずる必要があります。

■ (4) 環境と人権

環境問題には、地球温暖化、国内外の森林伐採、化学薬品による公害、大気汚染、ごみ問題等があります。20世紀後半よりこれらの問題が大きく取り上げられ、私たちの健康や生命に大きな危機を与えるようになってきました。

大気汚染やごみ問題の要因として、大量生産・大量消費・大量廃棄等があり、その中に私たちの生活が入り込んでしまっているということです。これらから脱却する一つの指標として、「環境問題は、だれがいけないという視点ではなく、自分たちが置かれている生活環境そのものに問題がある。」という認識が大切です。

1997年（平成9年）に採択された京都議定書では、1990年（平成2年）を基準にして、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間に二酸化炭素の排出量を6%削減することを目標としていますが、我が国では、1990年から2000年までの間に10.6%増えています。

一方ドイツは18.7%削減しています。ドイツを含めたEU^(*)（欧州連合）は削減目標を非常に厳しく設定し、EU全体でそれに向けて政策を展開し

ています。

我が国でも、行政の具体的施策、企業の努力、そして私たちの自覚と協力など、すべての人たちの真剣な取組によって、解決の方向を見い出していかなくてはなりません。

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞し、来日したケニア副環境相、ワシントン・マータイ氏は、「環境と平和」をテーマにした基調講演の中で、「植林により土地と表土を守り、土壌を安定化することができます。まきを集めたり、木材にすることができます。動物の餌にもなります。また、日本には“もったいない”という文化があることを知りました。この言葉をアフリカと日本の女性をつなぐキーワードにして、資源を有効利用する『もったいない運動』のネットワークを作りたい。」と呼びかけました。

「もったいない文化は、私たちの住環境や健康にとって大切であるばかりではなく、平和にもつながる。」というマータイ氏の言葉は、環境問題が持つ深い意味を教えています。

■ (5) 北朝鮮当局による人権侵害問題

2002年（平成14年）9月17日の日朝首脳会談で、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪しました。この事件は人々に大変なショックを与えました。同年10月15日に、北朝鮮当局による拉致被害者のうち5人の帰国が実現し、その後、2004年（平成16年）5月22日には、拉致被害者の家族5人の帰国も実現しました。しかし、そのほかの被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままです。

そのような中、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年（平成18年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、国際的連帯と友好に反し、拉致行為の遠因・背景として、いかなる理由があろうとも、明らかな人権侵害です。日朝国民間の友好と

信頼関係を促進するためにも、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けて、関心と認識を深めるとともに、拉致問題に関連させて、新たな差別や偏見が助長されないように努める必要があります。

同時に、国際的な人権問題についても関心を深めていくことが大切です。

第4章

基本方針の達成に向けて

基本方針の達成に向けて

- (1) 市の行政は、市民の日常生活のあらゆる場に密接にかかわっており、市民の立場に立った常に高い人権意識のもとで業務を遂行することが大切です。

田辺市の人権施策の推進にあたっては、基本方針に基づき、担当部局が適切に対応し、その役割を遂行する中で相互に連携しながら、施策を実施します。

また、本方針を具体的に実践するための推進計画を策定し、「田辺市人権施策推進本部」を中心に、全庁あげて、本方針に基づいた人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (2) 人権施策を効果的に推進するためには、国・県や他の自治体と連携することにより、大きな成果が期待できます。

また、行政の取組だけでなく、関係機関や団体、地域、学校、企業、NPO等との連携や市民の積極的な参加を促進することにより、本方針の効果的な推進に努めます。

- (3) 本方針に沿った人権施策を、すべての行政分野において総合的かつ効果的に実施されるよう、随時、実施状況の把握を行い、進捗状況や効果を検証し、適切な人権施策の実施に取り組みます。

また、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、適宜、本方針の見直しを行います。

用語の解説

【あ行】

P56 アイヌ

「アイヌ」という言葉は、アイヌ語でカムイに対する「人間」という意味で、民族の呼称でもあります。しかし、この言葉が正しく理解されず、侮辱の意味を込めて使われたこともあることから、アイヌ語で「同胞」という意味の「ウタリ」という言葉が使われるようになり、行政機関の公的用語も「ウタリ」という言葉が多く使われてきました。しかし、近年、アイヌの人々は再び「アイヌ」という言葉に誇りを持つようになっていきます。

P39 アスペルガー症候群

一般的に「知的障害がない自閉症」といわれている発達障害をいいます。
言葉の発達の遅れがありませんが、対人関係が不器用で、相手の感情を理解すること、人との適度な距離感を保つことや、その場の状況合った行動をうまくとることが苦手です。

P2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約です。日本は、1995年（平成7年）に批准しました。

P58 EU

欧州連合（European Union）のことをいいます。この組織は、経済的な統合を中心に発展してきた欧州共同体（EC）を基礎に、経済通貨統合を進めるとともに、欧州連合条約に従い、共通外交・安全保障政策、司法・内務協力等のより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体です。この組織には、オーストリア、ベルギー、チェコ、ドイツ、ギリシャ、フランス、ハンガリー、ポルトガル、スロバキア、スペイン、オランダ、英国、ブルガリア、ルーマニアなど27箇国が加盟しています。

P53 インターネット

パソコン（パーソナルコンピュータ）や携帯電話など情報機器を中継・接続し、通信できるようにしたものをネットワークといますが、それを世界中のコンピュータと接続できるようにした規格がインターネットです。インターネットには、電子メールのような特定の人への通信のほかに、ホームページや電子掲示板を利用したネットニュースのように不特定多数の利用者に向けた情報発信があります。

P45 エイズ

エイズとは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって起こる病気をいいます。正式にはAIDS（後天性免疫不全症候群）といい、感染してから10年前後で発症する人が多いといわれています。

日本では、1970年（昭和45年）代後半から1980年（昭和55年）代にかけ、主として血友病患者に対し、加熱等でウイルスを不活化しなかった非加熱製剤を治療に使用されました。その結果、多数のHIV感染者およびエイズ患者を生み出してしまった事件「薬害エイズ事件」があり、大きな社会問題となりました。

P45 HIV

「ヒト免疫不全ウイルス」と呼ばれる病原体をいいます。HIVに感染してから10年前後でエイズを発症する人が多いといわれています。この病原体は治療をしなければ、増殖を続け、免疫機能の中心的な役割を担っているリンパ球を次々に破壊します。その結果、免疫不全状態に陥り、様々な感染症や悪性腫瘍などを引き起こすといわれています。

しかし、万が一HIVに感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を抑えることが可能となってきています。

P25 えせ同和行為

同和問題はこわい問題であるという人々の誤った意識に乗じて、同和問題を口実にして企業などに不当な利益などを求める行為をいいます。このような行為に対しては、毅然とした態度で対処することが望まれます。

P15 NPO

「Non Profit Organization」の略で、民間非営利団体と訳されています。営利を目的としない活動をいい、行政から独立した民間の組織です。ボランティア活動が個人の活動を基本とするのに対し、組織的な活動が基本となっています。

【か行】

P39 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、書く、読む、計算または推論する能力のうち、特定のものの習得や使用に著しい困難を示す状態をいいます。

学習障害の背景として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるとのことですが、障害に起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕在化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともあるといわれています

P51 カレー毒物混入事件

1998年（平成10年）7月25日、和歌山県内の夏祭りで、カレーライスを食べた67人が急性ヒ素中毒を発症し、うち4人が翌26日に死亡した事件のことです。

ヒ素中毒被害に遭った被害者は、今も足の指がしびれるなど後遺症に苦しんでいます。

【さ行】

P30 児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい真実的外傷を与える言動を行うこと」と定められています。

P30 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択されました。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約です。我が国は、1994年（平成6年）に批准しました。

P39 自閉症

社会性、コミュニケーション、想像力の3領域に障害が見られ、人や物との変わった関わり方をしたり、大人や同年代の子どもとのコミュニケーションがうまくとれなかったり、興味や関心が非常に偏っており、同じことを繰り返したがる特徴をもっています。

100人に0.9人程の発症率といわれ、生まれつき脳の機能に何らかの障害を持つ発達障害の一つだと言われています。3歳ぐらいまでに症状が始め、60～75%は知的障害を伴うといわれています。

なお、知的障害のない、あるいはほとんどない自閉症のことを高機能自閉症と呼びます。

P3 人権文化

「人権教育のための国連10年行動計画」における universal culture of human rights の訳語で日常生活に関するあらゆる場面で人権感覚があふれる状態をいいます。

P28 ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情や好意の感情又は、それらが満たされなかったことに対する怨念の感情を満たす目的で、つきまとう等、身体の安全や不安を覚えさせるような好意を反復することをいいます。

P2 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月、国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権啓発の活動を展開しています。

P28 セクシュアル・ハラスメント

通称セクハラといえます。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、他人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事を行う上で一定の不利益を与えたり、又は、それを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

【た行】**P15 田辺市企業人権推進協議会**

1983年（昭和58年）6月、61企業・9官公庁の参加を得て、田辺市企業同和推進協議会が設立されました。2002年（平成14年）1月には、広く一般の人権を企業に広めるために、田辺市企業人権推進協議会に改称されました。

P44 田辺市国際交流センター

田辺市国際交流センターは、住民と外国人の皆さんの交流の場を作ることにより、お互いの文化・習慣などへの理解を深め、市民レベルでの国際交流を図ることを目的に、国際交流・日常生活に関する相

談、情報提供、コンピュータの利用やインターネットの一般開放、図書閲覧・貸出し等の事業を行っています。

P24 田辺市人権擁護連盟

田辺市人権擁護連盟は、1950年（昭和25年）に田辺市議会の議決のもと、行政・市民が一体となった全市民的な人権擁護の市民組織として創立し、すべての市民の基本的人権の確立と民主思想の普及徹底を図ることを基本におきながら、特に1980年代までは、主に同和問題にかかわる差別事象の解明や啓発活動に取り組み、その後は同和問題と障害者・女性・高齢者・青少年問題等々を課題として活動を展開しています。

P27 男女共同参画

男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、共に均等に利益を受け責任を担い合うことをいいます。

P39 注意欠陥／多動性障害（ADHD）

年齢や発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とし、社会的な活動や学業に困難さを示し、7歳までに診断が可能であるといわれています。

以前には単に「注意欠陥障害」と呼ばれていましたが、これがみられる子どもの多くに多動障害があったことから、現在のように名称が変わりました。

P23 同和对策審議会答申

部落差別の解消が「国民的課題」であり、「国の責務である」と明記した政府審議会の答申です。1965年（昭和40年）に出されました。

答申の前文には、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と書かれており、日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴史的な文書といえます。

P28 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーからの暴力を言います。単に殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、言葉による暴力や、脅す、妻の存在や要求を理由なく無視する、妻が親類や友人と付き合うことを制限するなど、心理的な苦痛を与えることも含まれます。

【な行】

P46 難病

1972年（昭和47年）、厚生省（現厚生労働省）が策定した「難病対策要綱」によると、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

P37 認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶や判断力などの障害がおこり、普通の社会生活が困難になった状態の症状をいいます。認知症の中でも、「アルツハイマー病」と「脳血管障害による認知症」が多いといわれています。

P39 ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。1950年代、デンマークの知的障害者の親の会が、知的障害者の施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、この状況を改善しようという運動からスタートしたといわれます。

【は行】

P45 ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

P12 バリアフリー

障害者等の社会的弱者が普通に社会生活をしていく上で、物理的・心理的障壁を除去する施策または取り除かれた状態をいいます。この用語は、障害者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われています。

P12 ひきこもり

特定の病名や診断名でなく、様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指します。実際に調査統計をすることは困難ですが、このような状態にある人は全国に50万人から100万人いるとも言われています。

P17 プライバシー

プライバシーとは、私生活に関する事柄やそれが他から干渉されない状態を要求する権利をいいます。日本国憲法に明文されてはいませんが、第13条（個人の尊重）によって保障されると解釈されています。

1964年（昭和39年）、東京地裁「宴のあと」事件判決で、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」としてのプライバシー権が明確化されました。

【ま行】

P50 マスメディア

マスメディアとは、新聞社、出版社、放送局など、特定の発信者から不特定多数の受け手に向けての情報伝達手段となる新聞や雑誌、ラジオ、テレビ等のメディア（媒体）をいいます。これらのメディアは、世論を形成する力を伴うため科学的、客観的な姿勢が求められます。

【わ行】

P9 ワークショップ

ワークショップとは、講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で学び合ったり創り出したりする「体験型の講座」をいいます。

ワークショップは、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整えたり、参加者全員が体験するものとして運営されることが普通となっています。

近年では、企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法として使われるようになっていきます。

P8 和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会

県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し、各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局、県、市町村、和歌山県人権擁護委員連合会、（財）和歌山県人権啓発センターで構成されています。

田辺市人権施策推進本部設置要綱

平成 18 年 12 月 1 日

(設置)

第 1 条 本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、田辺市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市における人権施策を推進するための方針（次号において「基本方針」という。）の策定及び実施に関すること。
- (2) 基本方針の策定及び実施における関係部課等の調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(推進本部)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長、副本部長は助役、収入役、教育長及び水道事業管理者の職にある者をもってそれぞれ充て、委員は、部等の長の職（これに相当する職を含む。）にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、前条第 2 項に規定する順序により、その職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に、推進本部から付託された事項に係る調査、研究及び協議を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画部長をもって充て、幹事は、課等の長の職（これに相当する職を含む。）にある者のうちから市長が任命する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。
- 5 幹事長は、幹事会に分科会を設けることができる。

(作業部会)

第 6 条 幹事会に、特定の事項に係る調査及び研究を専門的に行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長は、企画部人権推進課長の職にある者をもって充て、作業部会員は、係長の職（これに相当する職を含む。）にある者のうちから市長が任命する。
- 4 作業部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会長に事故があるときは、作業部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 作業部会長は、作業部会に分科会を設けることができる。

(会議)

第 7 条 推進本部、幹事会又は作業部会の会議は、それぞれ本部長、幹事長又は作業部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。

- 2 本部長、幹事長及び作業部会長は、必要に応じ、会議に学識経験者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 推進本部、幹事会及び作業部会の事務局は、企画部人権推進課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

田辺市人権施策推進本部体制

推進本部

本部長	市長
副本部長	助役
副本部長	収入役
副本部長	教育長
副本部長	水道事業管理者
委員	政策調整部長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	市民部長
委員	保険福祉部長
委員	環境部長
委員	商工観光部長
委員	農林水産部長
委員	森林局長
委員	建設部長
委員	龍神行政局長
委員	中辺路行政局長
委員	大塔行政局長
委員	本宮行政局長
委員	消防長
委員	議会事務局長
委員	教育総務部長
委員	生涯学習部長
委員	理事（2名）

幹事会

幹事長	企画部長
幹事	政策調整課長
幹事	広聴広報課長
幹事	人権推進課長
幹事	男女共同参画推進室長
幹事	情報政策課長
幹事	総務課長
幹事	防災対策室長
幹事	市民課長
幹事	税務課長
幹事	保険課長
幹事	保健福祉総務課長
幹事	子育て推進課長
幹事	やすらぎ対策課長
幹事	健康増進課長
幹事	環境課長
幹事	商工振興課長
幹事	農政課長
幹事	山村林業振興課長
幹事	都市計画課長
幹事	建築住宅課長
幹事	龍神行政局総務課長
幹事	中辺路行政局総務課長
幹事	大塔行政局総務課長
幹事	本宮行政局総務課長
幹事	水道業務課長
幹事	消防本部総務課長
幹事	議会事務局次長
幹事	総務学事課長
幹事	学校教育課長
幹事	生涯学習課長
幹事	児童育成課長

作業部会

部会長	人権推進課長
部会員	総合政策係長
部会員	広報係長
部会員	市民活動推進係長
部会員	市民生活係長
部会員	人権推進課庶務係長
部会員	人権推進係長
部会員	男女共同参画推進室主任
部会員	情報政策係長
部会員	人事係長
部会員	防災対策室主任
部会員	庶務年金係長
部会員	保健福祉総務課庶務係長
部会員	こども家庭係長
部会員	保育係長
部会員	高齢福祉係長
部会員	障害福祉係長
部会員	介護保険係長
部会員	健康管理係長
部会員	環境企画係長
部会員	商工労政係長
部会員	農政係長
部会員	都市計画課計画係長
部会員	住宅係長
部会員	龍神行政局総務係長
部会員	中辺路行政局総務係長
部会員	大塔行政局総務係長
部会員	本宮行政局総務係長
部会員	消防総務課庶務係長
部会員	教育学事係長
部会員	学校教育課指導係長
部会員	生涯学習課企画推進係長
部会員	公民館係長
部会員	児童育成課育成係長

田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱

平成 17 年 5 月 1 日

(設置)

第 1 条 本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、田辺市人権教育啓発推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 30 人以内で組織し、人権問題に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、前条の規定により審議結果を報告したときは、その任を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、企画部人権推進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

田辺市人権教育啓発推進懇話会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	選出団体
矢野敏昭	田辺市企業人権推進協議会
小川浩樹	田辺市議会
西田孝道	田辺市公民館連絡協議会
前田司枝	生涯学習(人権)推進員
廣畑和男	田辺市三地区人権教育推進協議会
田中功	田辺市社会教育委員
中山康彰	田辺市小・中学校校長会
有本美代	田辺市男女共同参画連絡会
中西力三郎	田辺市身体障害者連盟
志波元昭	田辺市人権擁護連盟
平谷豊子	田辺市人権擁護連盟
松本至弘	龍神人権委員会
後藤孝二	龍神人権委員会
西畑富夫	中辺路人権委員会
小森修	中辺路人権委員会
杉本憲彦	大塔人権委員会
田上殖	大塔人権委員会
山西茂	本宮人権委員会
小松貞子	本宮人権委員会
前田久子	田辺市男女共同参画推進員
岩本明市	田辺市自治会連絡協議会
河中心	田辺市民生児童委員協議会
湯口好章	田辺市PTA連合会
市田駿太郎	田辺市老人クラブ連合会
愛須雅子	田辺人権擁護委員協議会田辺部会
石垣実男	学識経験者
尾前陽三	学識経験者

※役職名は就任当時のもの

「人を大切にせる教育」の基本方針

平成17年10月1日

はじめに

わたしたち田辺市民は、新たに制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とうたい、その実現につとめます。

わたしたちの先人は、病気や災害、貧困、戦争などさまざまな困難の中にも人を育て、まちをつくり、今日の社会を築いてきました。わたしたちはこれを受けつぎ、さらに一人ひとりが住みよいまちにして、次代に引きつがなければなりません。美しい自然環境を残し、すばらしい施設や設備をそなえることはもちろん大切ですが、それにもまして、今こそ人権がまもられ、人として生きることが大切にされる社会にしなければなりません。

基本的人権は、憲法に保障されたすべての国民が等しく受けることのできる権利です。憲法にも明記されているように、この人権は、わたしたち市民や行政、公的機関、各種の組織・団体など、すべての人々の不断の努力によって保持しなければならないことを強く自覚し、その実践につとめたいと思います。

また、人を大切にせる心は、家庭や学校、地域社会の中で、多くの人と人との触れ合いや、いろいろな経験をとおして育てられるものです。しかし、大きな社会の変動は、人の孤立化を強めていることも十分考慮し、教育に託される責任を果たしていきたいと思います。

わたしたちの住む田辺市にも、人権にかかわって解決していかねばならない課題があります。そのための基本的な方策をここに示し、戦後の早い時期から部落問題の早期解決にとりくみ、一人ひとりの人権認識を深め、大きな成果をあげられた各地の先達に学び、人が大切にされる住みよいまちづくりをすすめることを決意いたします。

基本方針

日本国憲法に保障された基本的人権がまもられ、田辺市民憲章に示されている明るく平和なまちづくりをめざして、わたしたち市民と行政、公的機関、各種の組織・団体等は互いに協力し、生活の中にある人権にかかわるすべての問題の解決にとりくみ、学習を深めます。

《目標》

部落問題の解決にむけてとりくんできたことをふまえ、わたしたちの人権認識を深めて、しあわせに生きることのできる社会をつくります。

1. 家庭や地域、職場、団体など、わたしたちの日ごろの生活で人権が大切にされる社会をつくります。
2. 障害のある人や高齢者、女性、そのほか社会的に弱い立場におかれてきた人たちが、予断や偏見で不当な扱いを受けない社会をつくります。
3. すべての子どもが健全に育つことのできる社会をつくります。

《方策》

健康で豊かな生活をめざして、わたしたち一人ひとりが、生涯にわたって学習することを大切にし、その活動の中で人権が大切にされる社会をつくります。

1. 就学前教育

乳幼児期は、人間としての基礎を育てる段階とおさえ、乳幼児一人ひとりが成長に見合った生活習慣を身につけ、豊かな心と社会性のめばえる育児・保育環境をととのえます。

2. 学校教育

学校教育にあっては、人権を大切にしたい社会生活ができる基礎的な力を育てる段階とおさえ、一人ひとりの発達段階を十分考慮しながら、自立に向けた教育をすすめます。

そのため、特に次のことを大切にします。

- (1) 小学校教育では、基本的な生活習慣と基礎学力を身につけ、集団生活をとおして、人を大切にできること。
- (2) 中学校教育では、確かな学力と正しい判断力を身につけ、人権認識を深め、生き方を大切にできること。
- (3) 義務教育終了後の教育の場では、義務教育で培った力をさらに充実し、社会を大切にできること。

3. 社会教育

社会教育では、日常生活の中で自己を高める学習をすすめ、おたがいの連携を強くし、しあわせに生きることのできる社会をつくります。

そのため、特に次のことを大切にします。

- (1) 一人ひとりが家庭や地域、職場、団体などで、人権の学習をはじめ、豊かな人間や地域社会をつくるための活動にすすんで参加すること。
- (2) 人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ学習の場を大切に、市民全体の課題として解決していくこと。

4. 行政

行政は、人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ市民の活動を積極的に支援し、その条件整備の充実につとめます。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国

籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えることと否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を

受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日 発行
昭和 22 年 5 月 3 日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕

者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権関係年表 (1)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
1945年 (昭和20年)	・「国際連合」設立			
1946年 (昭和21年)		・「日本国憲法」公布		
1947年 (昭和22年)		・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」施行		
1948年 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択	・「人権擁護委員令」公布[人権擁護委員制度が発足] ・「児童福祉法」施行 ・「優生保護法(現 母体保護法)」制定		
1949年 (昭和24年)	・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	・「人権擁護委員法」施行		
1950年 (昭和25年)		・「身体障害者福祉法」施行 ・「生活保護法」施行 ・「保護司法」施行		・「田辺市人権擁護連盟」創立
1951年 (昭和26年)	・「難民の地位に関する条約(難民条約)」採択	・「児童憲章」制定		
1952年 (昭和27年)	・「婦人の参政権に関する条約」採択	・「外国人登録法」施行		
1953年 (昭和28年)		・「らい予防法」施行		
1955年 (昭和30年)		・「婦人の参政権に関する条約」批准		
1956年 (昭和31年)		・「国際連合」加盟		
1958年 (昭和33年)		・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准		
1959年 (昭和34年)	・「児童の権利に関する宣言」採択			
1960年 (昭和35年)		・「同和对策審議会」設置		
1963年 (昭和38年)		・「老人福祉法」施行		
1965年 (昭和40年)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択	・同和对策審議会答申		
1966年 (昭和41年)	・「(国際人権規約)」採択			
1967年 (昭和42年)	・「難民の地位に関する議定書」採択			
1968年 (昭和43年)	・国際人権年 ・第1回世界人権会議			
1969年 (昭和44年)		・「同和对策事業特別措置法」施行		
1970年 (昭和45年)	・国際教育年	・「心身障害者対策基本法」施行	・「和歌山県同和对策長期計画」策定	
1971年 (昭和46年)	・人種差別と闘う国際年 ・「精神薄弱者の権利宣言」採択			
1973年 (昭和48年)	・「アパートヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		・「和歌山県同和教育基本方針」策定	
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「障害者の権利宣言」採択			
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の10年(1976～1985年)」宣言			
1978年 (昭和53年)		・「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行		

人権関係年表 (2)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択 国際児童年 	<ul style="list-style-type: none"> 「国際人権規約」批准 		
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際障害者年 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者の日(12月9日)」設定 「(難民条約)」加入 「犯罪被害者等給付金支給法(現 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律)」施行 		
1982年 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者に関する国際行動計画」 「国連障害者の10年(1983～1992年)」宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域改善対策特別措置法」施行 「人権擁護委員の日(6月1日)」設定 「障害者対策に関する長期計画」決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定 	
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県同和対策基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「田辺市企業同和推進協議会(現 田辺市企業人権推進協議会)」結成
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」 		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際青年年 	<ul style="list-style-type: none"> 「(女子差別撤廃条約)」批准 		
1986年 (昭和61年)	<ul style="list-style-type: none"> 「発展の権利に関する宣言」採択 国際平和年 	<ul style="list-style-type: none"> 「(男女雇用機会均等法)」施行 「長寿社会対策大綱」策定 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」施行 		
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> 「わかやま女性プラン」策定 「和歌山県同和対策総合推進計画」策定 	
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドプラン)」策定 「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 		
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際識字年 		<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県同和保育基本方針」策定 	
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者のための国連原則」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行 		
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> 「アジア太平洋障害者の10年(1993～2002年)」行動課題採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「(地对財特法)の一部を改正する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「識字問題にかかる和歌山県長期行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 田辺市国際交流センター設置
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 世界人権会議開催(ウィーン) 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 世界先住民年 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者対策に関する新長期計画」決定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県老人保健福祉計画」策定 	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育のための国連10年(1995～2004年)」宣言 国際家族年 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定 「(新ゴールドプラン)」策定 「(ハートビル法)」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「紀の国障害者プラン」策定 	

人権関係年表 (3)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議(北京)開催、「北京宣言及び行動綱領」採択 国連総会「万人のための社会に向けて」決議 国際寛容年 	<ul style="list-style-type: none"> 「(人種差別撤廃条約)」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン-ノーマライゼーション七ヵ年戦略-」策定 		
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> 貧困撲滅のための国際年 	<ul style="list-style-type: none"> 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 「男女共同参画2000年プラン」策定 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「更正保護事業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県福祉のまちづくり条例」制定 「和歌山県国際協力推進指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 『「人を大切にする教育」の基本方針」策定(田辺市教育委員会)
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定 「人権擁護施策推進法」施行 「(地対財特法)の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「喜の国エンゼルプラン」策定 『「人権教育のための国連10年」和歌山県推進本部」設置 「和歌山県環境基本条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 田辺女性センター「WISH」(現田辺市男女共同参画センター)設置
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者等の雇用の安定に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正 「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改正、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県女性センター「りいぶる」設置 「喜の国障害者プラン実施計画」策定 和歌山県国際交流センター設置 	
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)の選択議定書」採択 国際高齢者年 	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 「男女共同参画社会基本法」施行 「(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行[エイズ予防法を廃止] 「被害者等通知制度」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 『「人権教育のための国連10年」和歌山県行動計画」策定 「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定 「わかやま長寿プラン2000」策定 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「介護保険法」施行 「(交通)バリアフリー法)」施行 「社会福祉法(旧 社会福祉事業法)」改正、施行 「外国人登録法」改正[指紋押なつ制度全廃] 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 「わかやま長寿プラン2000」策定 	

人権関係年表 (4)

年	国際状況	国内状況	県内状況	田辺市の状況
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連識字の10年(2003～2012年)」宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護推進審議会答申「人権救済制度の在り方について」「人権擁護委員制度の改革について」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する保障金の支給等に関する法律」施行 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(旧 犯罪被害者等給付金支給法)」改正、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県情報公開条例」制定 「わかやまの青少年プラン」策定 	
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> 「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 「高齢化に関する国際行動計画」決定 「新アジア太平洋障害者の10年(2003～2012年)」行動課題採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 「障害者基本計画」策定 「身体障害者補助犬法」施行 「(プロバイダ責任制限法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定 「和歌山県男女共同参画推進条例」制定 「和歌山県個人情報保護条例」制定 	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の保護に関する法律」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 「わかやま長寿プラン2003」策定 「和歌山県国際化推進指針」策定 	
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育のための国際計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童虐待の防止等に関する法律」改正 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県人権施策基本方針」策定 「紀の国障害者プラン2004」策定 	
2005年 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> 「『人を大切にする教育』の基本方針」改訂 「田辺市次世代育成支援行動計画」策定
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連障害者の権利条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本司法支援センター(法テラス)」開設 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高齢者等の雇用の安定に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> 「田辺市高齢者保健福祉計画2006」策定
2007年 (平成19年)				<ul style="list-style-type: none"> 「第1次田辺市総合計画」策定 「田辺市人権施策基本方針」策定 「田辺市男女共同参画プラン」策定 「田辺市障害者計画」策定 「田辺市障害福祉計画」策定

田辺市人権施策基本方針

(平成 19 年 3 月発行)

田辺市役所 企画部人権推進課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地

TEL 0739-26-9912(直) 0739-22-5300(代)

FAX 0739-22-5310(代)

E-mail jinken@city.tanabe.lg.jp

市ホームページ <http://city.tanabe.lg.jp/>



田辺市人権キャラクター
まもるくん